

津幡町教育振興基本計画 【目次】

<p>序 章 計画の策定にあたって</p> <p>Ⅰ 計画策定の趣旨</p> <p>Ⅱ 計画の性格</p> <p>Ⅲ 計画の期間</p> <p>第1章 教育の現状と課題</p> <p>Ⅰ 教育を取り巻く社会環境</p> <p>Ⅱ 津幡町における教育の現状を踏まえた施策の方向性</p> <p>第2章 計画の構成</p> <p>Ⅰ 基本的な考え方</p> <p>Ⅱ 基本理念</p> <p>Ⅲ めざす町の教育像</p> <p>Ⅳ 基本目標</p> <p>Ⅴ 計画の体系</p> <p>第3章 計画を実現するための具体的な施策</p> <p>●基本目標1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり</p> <p> 施策の目標 ふるさとへの愛着をはぐくむ グローバル社会に対応した人材を育てる</p> <p> 施策の展開 1-1 ふるさと意識の醸成 1-2 世代をつなぐ郷土文化への取組支援 1-3 国際理解教育の推進と充実 1-4 国際交流活動および多文化共生事業の推進と充実</p> <p>●基本目標2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり</p> <p> 施策の目標 確かな学力をはぐくむ 社会を生き抜く力を育てる</p> <p> 施策の展開 2-1 確かな学力の定着 2-2 教職員の指導力向上 2-3 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携推進 2-4 共生社会形成のための特別支援教育の推進 2-5 社会的・職業的自立をめざしたキャリア教育の 推進と拡充</p> <p>●基本目標3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力ある人づくり</p> <p> 施策の目標 豊かな心と体を養成する 人権尊重と認め合いの意識を高める</p> <p> 施策の展開 3-1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実 3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進 3-3 次代を担う青少年の健全育成</p> <p>●基本目標4 安全で安心できる教育環境づくり</p> <p> 施策の目標 質の高い教育を支える 安全・安心な環境を確保する</p> <p> 施策の展開 4-1 地域から信頼される学校・幼稚園づくり 4-2 学習環境の向上と充実 4-3 安全・安心な教育環境の整備 4-4 災害に備えた体制づくり</p>	<p>P 1</p> <p>P 3</p> <p>P 7</p> <p>P10</p> <p>P22</p> <p>P38</p> <p>P48</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

●基本目標5 学びと創造に満ちた社会環境づくり P58

施策の目標 主体的な学び合いを盛んにする
学びの成果を生かし育て発展につなげる

施策の展開 5-1 地域の教育資源を生かした生涯学習の推進
5-2 公民館を拠点とした社会環境づくりの推進
5-3 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実
5-4 良質な図書館サービスの推進
5-5 科学教育の推進

●基本目標6 スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり P70

施策の目標 健やかな身体をつくる
スポーツ活動を広める

施策の展開 6-1 生涯スポーツの推進と健康増進・体力づくり
6-2 スポーツ団体の活動支援とスポーツ指導者の育成
6-3 地域に根ざしたスポーツの振興とまちづくり

●基本目標7 地域と共に歩む絆づくり P78

施策の目標 家庭の育ちを支える
地域の絆を深める

施策の展開 7-1 家庭教育の充実と推進
7-2 幼稚園・保育園等・学校・地域・行政でつながる相談
および支援体制の強化
7-3 社会教育関係団体の育成と活動の推進
7-4 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実

第4章 計画の実現に向けて P88

- I 計画の周知
- II 計画の推進
- III 計画の実現と点検

序 章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、高度情報化、グローバル化^{※1}の急速な進展、核家族化などにより、地域とのつながりの希薄化や家庭における教育力の低下など教育に係る課題も多様化、複雑化しています。

こうした課題に対応すべく、国においては、平成18年12月に「教育基本法」を改正し、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「教育振興基本計画」を策定することを国に義務付けし、地方公共団体には努力義務とすることが規定されました。

2. 計画の必要性

教育基本法の改正を受けて、国においては、平成20年7月に「第1期教育振興基本計画」を策定しました。また、平成25年6月には、「第2期教育振興基本計画」を策定し、「自立・協働・創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築をめざし、さまざまな施策を推進しています。

石川県においては、平成23年1月に「石川県新長期構想」を基盤とした「石川の教育振興基本計画」を策定し、教育施策の総合的な推進を図っています。

津幡町においても、国や石川県の基本計画を踏まえながら、将来を担う子どもたちの育成や新たな社会の構築に向けて、教育的立場から「家庭教育・学校教育・社会教育^{※2}・生涯学習・文化振興・スポーツ振興」などの各分野を横断的に捉え直し、津幡町の実情に応じた教育振興の基本的な指針を策定し、より一層積極的な教育の取組を行っていくこととしました。

以上のことから、津幡町教育委員会では「津幡町教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という）を策定しました。

※1) グローバル化…政治・経済・文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を超え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。（参考・国際化…国際的な規模に広がること。また国際的な視野をもち、その観点に立って行動すること）

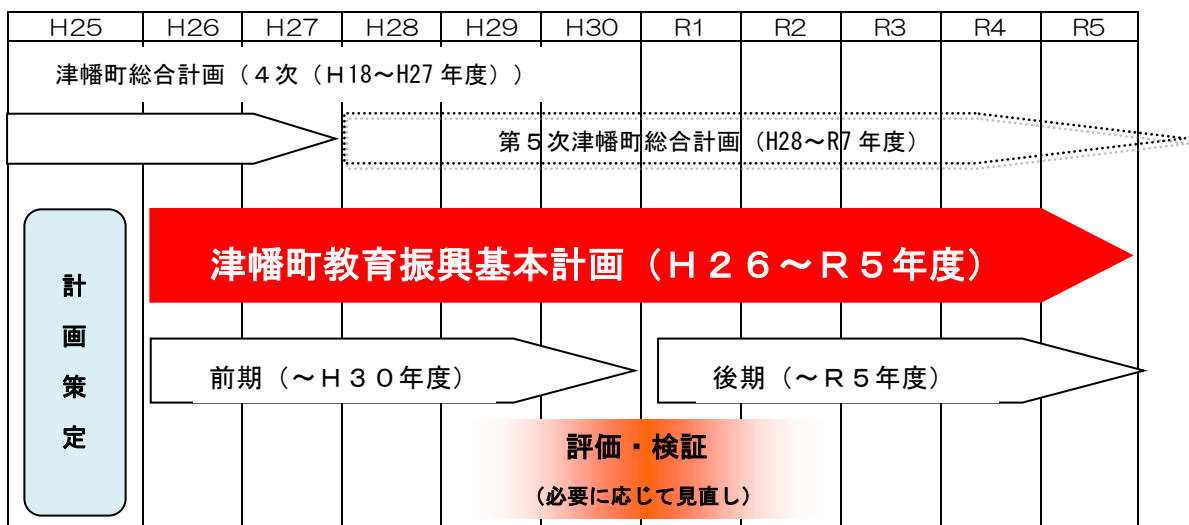
※2) 社会教育…社会教育法で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動(体育およびレクリエーション活動を含む)」(第2条)と定義される。

Ⅱ 計画の性格

1. 教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく津幡町の教育行政における基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけます。
また、平成28年3月に津幡町の行政運営の長期的かつ総合的な基本指針として策定された「第5次津幡町総合計画」における教育分野の個別計画としての性格を有します。
2. 教育振興基本計画は、津幡町の教育全般にわたる基本理念や基本目標、これらを実現するための施策の方針を示すとともに、町民一人一人が各自で役割を認識し、社会全体で教育を推進していくための方向性を明らかにするものです。
3. 教育振興基本計画の示す施策の方向性および各種の事業等については、津幡町が果たす役割と責任を明らかにするものです。また、持続可能な地域づくりに資するために、町民、関係機関などと協働・連携を図りながら実施していくものです。
4. 常に評価・検証を行いながら、教育振興基本計画の施策を実施していきます。検証の結果や社会情勢の変化に応じながら随時見直しを図り、効率的かつ効果的に施策を推進していくものです。

Ⅲ 計画の期間

教育振興基本計画は、平成26年度を初年度とし、「第5次津幡町総合計画」策定の際に、再度、見直しを図ります。また、計画期間を10年間と定め、評価・検証を行い、必要に応じ、随時見直しを行います。



第1章 教育の現状と課題

I 教育を取り巻く社会環境

1. 人口の減少、少子高齢化の進展

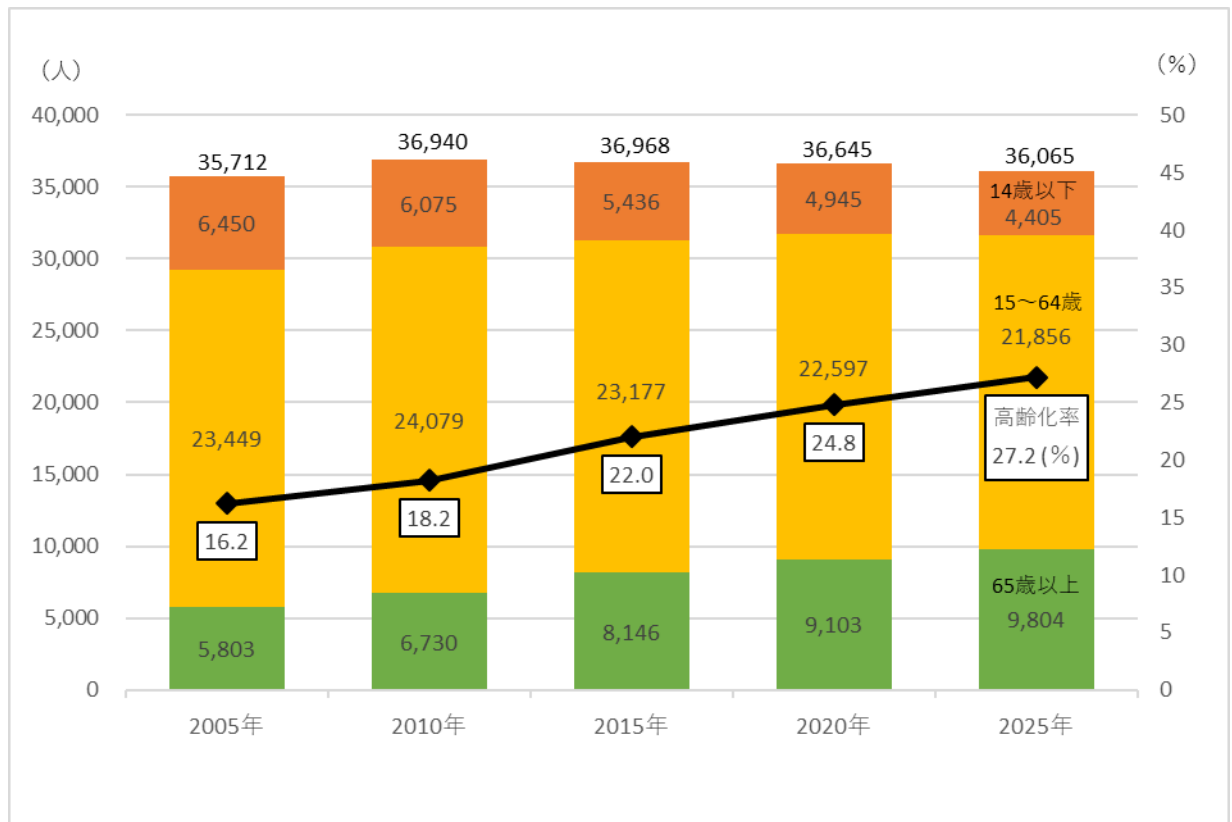
わが国は、出生率の低下などによって、急速に少子高齢化が進んでいることから、今後、人口が減少に転じていく社会となっていくことが予測されています。本町においても、今後は人口が減少に転じ、高齢人口が増加することが予想されます。

少子化が進む中では、個人の能力を尊重しながらも、子ども同士が交流する機会や社会性を培う機会の場を増やし、これからの社会を生き抜く力やコミュニケーション能力をはぐくみながら、家庭・学校・地域が連携し社会を支えていくことが重要となります。

また、高齢化社会においては、生涯にわたって充実した生活を送るために、生涯学習の機会を充実すると同時に、知識と文化の継承やボランティア活動など高齢者の活躍の場を創っていくことが必要となります。若年齢層から高齢層まで世代を超えた交流を促し、時代の変化に対応した社会環境を形成しなければなりません。

少子高齢化社会が進む中、家庭・学校・地域が連携し、生涯にわたり、さまざまな分野で、それぞれの役割や能力を発揮していく地域力が求められています。

【津幡町における人口の推移と推計】



資料：2005年、2010年、2015年 国勢調査
2020年、2025年 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（2018年3月1日推計）

2. 価値観やライフスタイルの多様化

人々の価値観は、物の豊かさから心の豊かさへと変化し、自身の個性や生き方を重視する方向へと変わってきています。しかし、その一方で、本来、地域がもつ社会教育力が失われつつあるなどの課題が生まれています。

このような状況に対応するためには、行政の取組だけでなく、町民が主体的に参加し、町民と行政が協働して地域の課題に対応していくことが必要です。

3. 高度情報化社会の進展

技術の飛躍的な発展により、産業・経済・行政・教育・医療・福祉・家庭など、あらゆる分野で情報通信技術の活用が急速に進んでいます。情報通信基盤の充実に加え、個人情報や安全管理や大量の情報を取捨選択し、利活用できる能力をもった人材を育成していく教育がより重要になってきます。

4. グローバル化の進展

グローバル化が急速に進展する中においては、多文化共生の取組が重要となってきます。多文化共生の取組では、コミュニケーション能力だけでなく自国の伝統と文化や地域に関する知識、世界共通のルールなど、さまざまな知識や能力を取得し、国際的な視野をもつことが求められています。

5. 地球環境問題への対応、循環型社会への転換

社会システムやライフスタイルが変化したことにより、豊かな生活を享受できるようになりました。しかし一方で、大量生産、大量消費型の経済活動や生活様式は、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしています。

町民一人一人が環境問題について地球的視野をもち、ゴミ減量化やリサイクル、省エネルギー、省資源の問題などについて身近なところから行動を進め、社会全体をとおして循環型社会を構築していくような社会環境づくりが必要です。

6. 地方分権の進展

平成12年にいわゆる地方分権一括法が施行され、地方への権限移譲の取組が進んでいます。こうした中、それぞれの歴史や文化、自然条件など、市町村がもつ特有の資源を最大限に生かし、創意工夫により地域づくりを進め、さまざまな行政課題に自主的・自律的に取り組むことが求められています。

教育の分野においても、学校のみならず地域に存在する教育資源を十分に生かしながら、効果的に施策を実施する必要があります。

Ⅱ 津幡町における教育の現状を踏まえた施策の方向性

1. 子どもたちの現状について

(1) 児童生徒の学力

本町の小・中学生の学力（平成 25 年度から 31 年度までの全国学力・学習状況調査における平均正答率）は、全国平均を上回り、県平均と同程度となっています。調査結果からは、基礎的・基本的な知識・技能は概ね身に付いていることがわかります。しかしながら、活用に関する力は、まだ十分とはいえないことから、今後も指導法の工夫改善等に努め、さらに学力向上をはかっていかなければなりません。

また、児童生徒生活状況調査から家庭で勉強する時間が2時間以上の児童生徒の割合が半数以下であることを踏まえ、家庭における学習習慣の定着を一層推進していく必要があります。

(2) 子どもの心と体

社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、人間関係、生活習慣、健康・体力低下等、子どもの心や体に関するさまざまな危ぐすべき課題が生じています。

このような中でも、本町の教育相談件数は全体的に減少傾向にあります。これは、学校が関係機関と連携を図るなど、さまざまな取組を行っていることが要因として挙げられます。しかしながら、一方で、生活習慣の乱れから、子どもの健康状態や食生活の乱れ、運動習慣の低下が懸念されています。

子どもたちの健やかな心と体の成長を助長するために、食に関する教育や規則正しい生活習慣、運動習慣の定着の促進などさまざまな取組を行い、豊かな心と体をはぐくむ環境づくりが重要です。

2. 地域における社会教育の現状について

(1) 家庭の教育力

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、「基本的な生活習慣」「豊かな情操」「社会のマナー」などを身に付ける上で重要な役割を担っています。しかし、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化といった社会の変化を背景に「家庭の教育力」が低下の傾向にあります。

また、子どもの規範意識、社会性の希薄化や主体性の低下も指摘されており、幼稚園・保育園等・学校・地域が連携し、地域の実情に応じた学習機会の創出や体験活動をととした心豊かな子どもの育成に努める必要があります。

(2) 地域教育力

町民にとって最も身近な学習拠点である地区公民館、文化会館「シグナス」において、生涯学習活動は盛んに行われています。町民が生涯学習活動の中で学んだ知識や技術を個人だけのものにとすることなく、学んだ成果を地域に生かす施策を推進する必要があります。

地区公民館においては、生涯学習の拠点という役割だけでなく、社会教育推進の大きな役割を担っています。このことから、地域における課題解決に向け、組織的な取組を推進していく必要があります。

また、スポーツ・レクリエーション活動においては、町民の健康増進や体力づくり、趣味等のためだけでなく、豊かで活力ある地域社会の形成に重要な役割を担っています。幅広い年代層を対象にしたスポーツ活動を展開して、地域間交流・世代間交流を図っていく必要があります。

第2章 計画の構成

I 基本的な考え方

この計画は、町の実情に応じた教育振興のための基本的な計画として、基本理念・4つのめざす町の教育像・7つの基本目標と14の具体的施策の目標の柱を示すものです。

II 基本理念

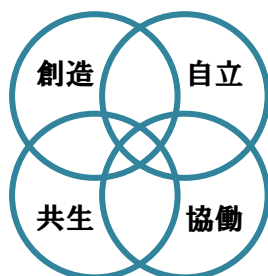
➤ ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり

教育を取り巻く環境は常に移り変わっています。急速な社会構造の変化に対応し、国や地域の課題に取り組んでいくには、町民一人一人が原動力となり、地域みんなで支え合うことが必要です。

また、今まで築きあげてきた文化を礎とし新しい時代を生き抜くには、町民が郷土に愛と誇りを持ち、未来を拓く知恵と力を身につけ、自他ともに理解し合える豊かな心を育てていくことが大切です。

以上のことを踏まえ、絆でつながるまちづくりをめざし、家庭・学校・地域が連携を図り、町が一体となって、21世紀のふるさと「つばた」を創り、社会で活躍できる人づくりを町の基本理念とします。

III めざす町の教育像



- ◆郷土愛をはぐくみ、創造性に富んだ人間の育成
- ◆充実した人生を
主体的に切り拓いていくことができる人間の育成
- ◆共に支え合い、認め合いながら生きる教育環境の充実
- ◆地域と連携した生涯にわたる学習活動
およびスポーツ活動の推進

IV 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、家庭・学校・地域の連携のもと、本町が取り組むべきさまざまな施策の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり

グローバル社会に対応するために必要なコミュニケーション力、異文化に対する理解、人権尊重の精神や地域に受け継がれている文化財・伝統文化などを身に付け、ふるさとに誇りと愛着をもち、次世代の担い手として地域に貢献できる子どもを育てます。

基本目標2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり

児童生徒に確かな学力を身に付け、知性や感性をはぐくみます。また、教職員の指導力向上や家庭・地域との連携強化および学校教育の充実を図ります。

基本目標3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり

幼少期からの情操教育や食育を推進するとともに、正しい生活習慣を身に付け、豊かな感性を磨き、健やかな体をはぐくみます。また、道徳教育の充実を図ります。

基本目標4 安全で安心できる教育環境づくり

開かれた学校・幼稚園や教育環境の整備を推進し、家庭や地域から信頼される学校づくりならびに、安全安心な学習環境づくりに努めます。

基本目標5 学びと創造に満ちた社会環境づくり

自己啓発や生活の充実に資する学びの環境を整え、町民のニーズに応える質の高い学習機会を提供します。また、その成果を生かすことができる生涯学習社会づくりに努めます。

基本目標6 スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり

誰もが健康で明るく豊かな生活を送れるようにスポーツを通じた地域社会づくりを推進します。

基本目標7 地域と共に歩む絆づくり

家庭と学校や地域社会を結ぶ絆を大切にし、すべての人が共に学んでいく環境づくり、絆づくりに努めていきます。

V 計画の体系

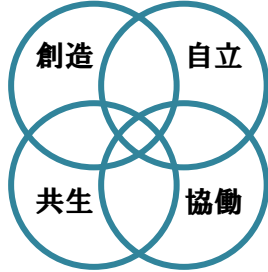
基本理念

めざす町の教育像

基本目標

施策の目標

ふるさと「つばた」を愛し、未来を拓く心豊かな人づくり



- ◆郷土愛をはぐくみ、創造性に富んだ人間の育成
- ◆充実した人生を主体的に切り拓いていくことができる人間の育成
- ◆共に支え合い、認め合いながら生きる教育環境の充実
- ◆地域と連携した生涯にわたる学習活動およびスポーツ活動の推進

1 郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり

●ふるさとへの愛着をはぐくむ

●グローバル社会に対応した人材を育てる

2 確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり

●確かな学力をはぐくむ

●社会を生き抜く力を育てる

3 道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり

●豊かな心と体を養成する

●人権尊重と認め合いの意識を高める

4 安全で安心できる教育環境づくり

●質の高い教育を支える

●安全・安心な環境を確保する

5 学びと創造に満ちた社会環境づくり

●主体的な学び合いを盛んにする

●学びの成果を生かし育て発展につなげる

6 スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり

●健やかな身体をつくる

●スポーツ活動を広める

7 地域と共に歩む絆づくり

●家庭の育ちを支える

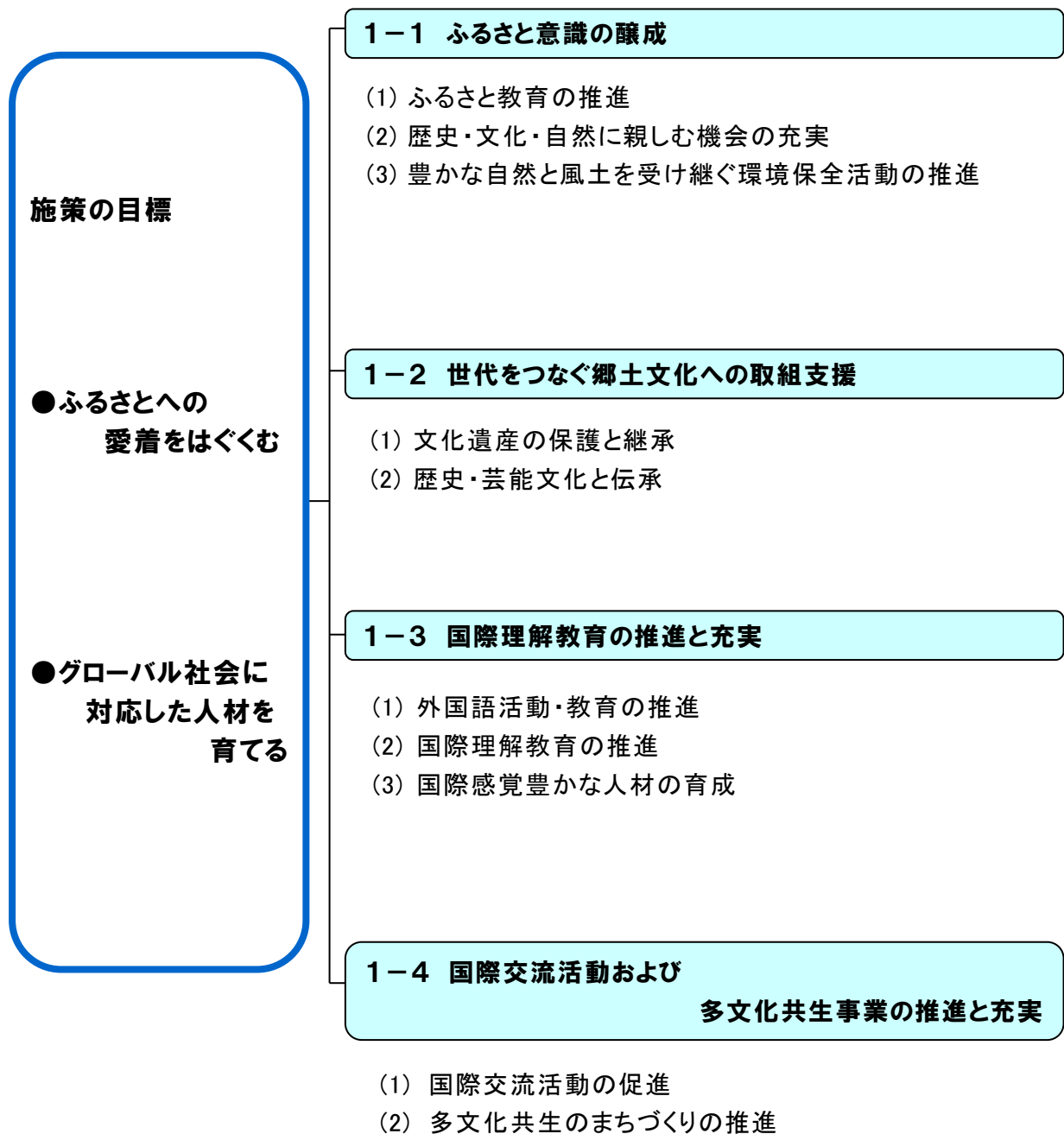
●地域の絆を深める

第3章 計画を実現するための具体的な施策

前章に示した7つの施策の基本目標に基づき、以下の施策に取り組みます。

●基本目標1

郷土の文化や風土を学び、国際社会に通じる人づくり



施策の目標 ●ふるさとへの愛着をはぐくむ
●グローバル社会に対応した人材を育てる

津幡町は、古くから加賀・能登・越中三国の分岐点として経済、交通、文化の交流の上で大変大きな役割を果たしている地域であり、歴史遺産が数多くあります。日本有数の面積をもつ森林公園をはじめ、豊かな自然や各地域ではぐくまれた伝統文化などを身近に感じながら、子どもから大人まで広く町民が郷土に愛着と誇りをもてるよう、ふるさと教育を充実していきます。

また、国際化が急速に進展している今日、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら、共に生きていく資質や能力を身に付けることが大切です。

津幡町に現存する郷土の文化や伝統を理解し、尊重する態度、そして、国際的な視野に立って主体的に生きようとする心を育成します。

施策の展開 1-1 ふるさと意識の醸成

ふるさとの豊かな自然や伝統文化、歴史遺産などについての知識や理解を深め、「ふるさと・つばた」を愛し、誇りに思う心をはぐくみます。

見る、聞く、触れるなどの五感をとおした探究的・体験的な学習の充実を図りふるさと教育を推進します。

施策の方針

(1) ふるさと教育の推進

- ① 歴史や伝統文化などの体験的学習をとおして、ふるさとへの興味・関心を高め、郷土を知り、郷土を愛する心や誇りに思う心をはぐくみます。
- ② 地域の学習資源や人材を活用し、津幡町の歴史について学ぶ活動を、地域と学校が一体となって推進していきます。
- ③ 学校と地域が連携し、津幡町の歴史文化をさまざまな角度から学ぶ教材の充実を図り、活用します。
- ④ 地域に伝わる伝統文化を広く周知するとともに、伝統文化の継承を図ります。

(2) 歴史・文化・自然に親しむ機会の充実

- ① 古くから町に伝わる祭り、行事、風習などの町の歴史や使用されてきた生活道具を体験できる場所を整備し、充実を図っていきます。
- ② 郷土の文化遺産や民俗資料、文化財の公開を図り、その重要性を町民が再認識できる機会をつくります。

(3) 豊かな自然と風土を受け継ぐ環境保全活動の推進

- ① 県内有数の巨樹などの自然遺産をとおして、周辺環境への興味をもたせ、環境保全について学ぶ機会の創出に努めていきます。
- ② エネルギーの消費削減、資源のリサイクル、地域資源を生かした環境について学習する体制を整備していきます。

具体的な取組

(1) 地域の身近な人材の発掘・育成

- ① 津幡町の歴史や伝統文化など、専門的な知識や体験を有した地域の身近な人材（まちの先生[※]）の把握や発掘に努め、人材バンク登録を充実させます。
- ② 「まちの先生」を活用し、津幡町の民話をはじめ地域資源の再発見、資料収集を充実させます。
- ③ ボランティア団体と連携を図ることで多様な生涯学習の場を提供するとともに、れきしる友の会など人材の育成や地域の「学びの循環」の促進に努めます。



【津幡町の名産「まこも」を使った「まこも筆体験」（中学校・体験講座）】

(2) ふるさと愛を醸成する学習活動

- ① 町民大学講座などを活用し、町の歴史や文化資源についての学びの場を充実させます。
- ② 「まちの先生」を活用し、「こども郷土史講座」などの開催を充実させるとともに、出前授業や津幡ふるさと歴史館「れきしる」および歴史民俗資料収蔵庫の見学など、学校教育と連携をとりながら、学習機会を創出します。
- ③ 郷土の歴史について関心や興味を持つよう情報発信の機会を多く持ち、「れきしる」での各種事業や企画展示を充実させます。

※まちの先生…趣味や特技を生かして、学校の授業や生涯学習講座で活動する講師。

- ④ 津幡町歌に合わせた体操の普及をはじめ、町民だれもが津幡町歌が歌えるよう、町歌斉唱の機会の充実に努めます。
- ⑤ ふるさと愛の醸成を町民目標に掲げていきます。

《実施目標》

	平成30年度	令和5年度
れきしる子ども歴史民俗講座受講人数	143人	200人
子ども郷土史講座開催学校数	5校	9校
出前授業開催学校数	5校	7校

(3) 歴史文化伝承施設の整備と活用

- ① 古くから町で使用されてきた生活用具や農具などの民俗資料を津幡町歴史民俗資料収蔵庫において収集・保存し展示することで、町民や子どもたちに暮らしの技や知恵を伝えていく機会を充実します。
- ② 町内に多くある文化財や歴史を学べる場としていくため、津幡ふるさと歴史館「れきしる」や歴史民俗資料収蔵庫を整備し、展示企画を充実させます。
- ③ 歴史文化を伝承するため、道の駅や倶利伽羅塾、河合谷ふれあいセンターなど、町内の歴史文化施設相互の連携を図ります。

〈津幡町歴史民俗資料収蔵庫〉



〈収蔵庫 展示〉



〈津幡ふるさと歴史館 れきしる〉



〈れきしる 展示〉



(4) 郷土理解のための体験・学習活動推進

- ① 郷土文化一校一取組の推進や社会科副読本を活用した歴史学習を行います。
- ② 郷土についての理解を深め、地域と学校が連携して郷土芸能体験などの機会を拡充します。
- ③ 「まちの先生」や観光ボランティアガイド「つばたふるさと探偵団」、「れきしる友の会」を活用し、地域に伝わる文化や地域の歴史・自然に対する体験学習を推進します。
- ④ ふるさと知識を高めるため、津幡町観光協会が実施する「津幡ふるさと検定」への参加を促進します。

(5) 自然体験・環境保全活動の推進

- ① 自然体験活動（巨樹・巨木見学、M I S I Aの森見学など）を通じて、自然に対する知識・理解を深め、また、環境保全に対する意識の向上を図ります。
- ② 各学校、地区におけるゴミ収集、資源ゴミ回収、除草作業などとおした環境美化活動を行います。
- ③ 石川工業高等専門学校や県立津幡高等学校などの高等教育機関との連携を図り、環境についての発表などを通じて環境汚染問題などに対する理解を深め、日常生活において環境に配慮できるような環境教育を行います。



【津幡町が誇る巨樹・巨木の調査】

石川県森林公園「MISIAの森」



MISIAさんが推進するプロジェクト
「MISIAの森」

【ミーシャの森の自然体験】

施策の展開 1-2 世代をつなぐ郷土文化への取組支援

今日、生活様式の変化や世代交代から、古くから伝わってきた暮らし方の中にあつた技や知恵などを語り伝えていくことが難しくなっています。津幡町には、地域の祭りや行事、風俗、生活用具や農具、伝統の味、子育ての工夫など、後世に伝え残していきたいものがたくさんあります。

郷土の歴史や伝統文化を守り、次世代に継承するとともに、地域資源を生かした新たな文化の創造と振興を図っていくよう努めていきます。

施策の方針

(1) 文化遺産の保護と継承

- ① 町内に残る文化遺産の調査を一層推進し、埋蔵文化財の保護を図り、新たな歴史的価値のある遺産の保全管理に努めます。
- ② 歴史的埋蔵文化財の活用における情報の整備と発信に努めます。

(2) 歴史・芸能文化の伝承

- ① 伝承されてきた生活の技や暮らしの知恵、文化・芸能などの継承に努めます。
- ② 後継者・指導者の育成を図るとともに、広く町民に情報発信を行っていきます。
- ③ 町の伝統芸能の継承を担う地区の青年団や文化団体などの活動を支援するとともに、新たな文化の創造に向けた取組を推進します。

具体的な取組

(1) 文化財保護活動の充実

- ① 地域に埋もれている貴重な文化遺産や歴史ある地域資源を調査収集し、重要なものについては、指定・登録を行い、保全に努めます。
- ② 文化財の保存活用を進め、防災対策や修繕などを行うために、経常的な維持管理に努めるとともに、補助金などの支援により文化財の保全継承に努めます。
- ③ 歴史国道の環境整備や津幡ふるさと歴史館・歴史民俗資料収蔵庫などの施設機能強化、展示の充実を図るとともに歴史資料の保存や公開に努め、保護活動を促進する環境づくりを行います。
- ④ 各種助成金等を活用するなど、地域で行う伝統芸能活動や学習を支援します。

(2) 歴史・文化遺産の活用と情報の発信

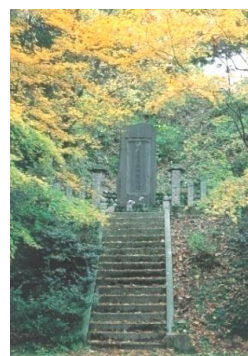
- ① 歴史散策マップなどを作成し、町の歴史文化の周知と観光資源としての活用を

図ります。

- ② 町内外のイベント等をとおして、町の伝統芸能を発信していきます。
- ③ 文化財調査報告書や民話などの歴史的資料を広く頒布し、文化財の公開・活用を促進します。



【歴史国道^{※1}いしかわ歴史遺産^{※2}（倶利伽羅）】



【峨山禪師^{※3}生誕地】



【笠野デンデコ太鼓】



【獅子舞】

(3) 新たな文化の創造と進展

- ① 質の高い文化、本物に触れる場と機会の充実を図り、子どもたちの感性や創造性をはぐくみ、科学技術の発展や音楽、芸術などの芸術文化教育の振興に努めます。
- ② 伝統文化を継承するだけでなく、時代に適応した形で誰でも気軽に学び、体験できる「古」と「新」が融合した新たな伝統文化の創造を検討します。

※1) 歴史国道…北陸道「倶利伽羅峠」は、源平合戦の「火牛の計」に関わる史跡や加賀藩の参勤交代のための往還道など、その歴史的、文化的価値が評価され、平成7年6月に国土交通省が進める「歴史国道」の全国12箇所の一つとして認定。

※2) いしかわ歴史遺産…平成30年2月に、「いにしへの記憶をたどる道～倶利伽羅峠～」として認定。

※3) 峨山禪師…建治2（1276）年～貞治5（1366）年。鎌倉時代後期～南北朝時代。享年91。津幡町瓜生の生まれ。總持寺（現・輪島市門前町）の住職として42年間勤め、曹洞宗の教えを全国に展開する基盤を形成する。毎年6月23日には、禪師の徳を偲び、峨山禪師の生誕地・津幡町瓜生にある「峨山園」で峨山禪師生誕祭が行われている。

施策の展開 1-3 国際理解教育の推進と充実

社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、将来、世界を舞台に活躍する国際性豊かな人材を育成するため、外国語教育が重要になっています。特に、相手の立場を尊重しつつ、外国語を用いて自分の考えや意思を的確に伝えられるコミュニケーション能力を身に付けることが大切です。

また、国際交流を行う各種団体との連携を図り、国際理解を深めるための体験活動や講座などの学習機会を充実させるとともに、国際社会に生きる人材育成から国際交流を推進し、国際的感覚と幅広い視野を身に付けた人材の育成に努めます。

施策の方針

(1) 外国語活動・教育の推進

- ① 児童生徒の国際理解を促進するために、小中学校における外国語活動、英語教育を推進していきます。
- ② 小中連携の視点に立った英語教育における授業の質の向上をめざし、教職員の指導力向上に努めます。

(2) 国際理解教育の推進

- ① 芸術文化、スポーツなどの分野での交流、中学生の海外派遣や姉妹校との交流、国際交流員の配置などを促進します。
- ② 外国の文化や考え方について理解する国際理解教育を推進し、尊重し合う国際感覚を養います。

(3) 国際感覚豊かな人材の育成

- ① 幼少期から外国のさまざまな文化に慣れ親しむ環境づくりを促進していきます。
- ② 義務教育9年間を見通した国際理解教育を実施し、豊かな国際感覚の育成に努めていきます。
- ③ 多様な文化に対する理解を深め、国際社会で活躍できる力をはぐくみます。
- ④ 外国人との交流を深め、外国の生活・文化を知る機会を設けるなど、誰もが参加でき、豊かな国際感覚をはぐくむ国際交流団体を育成します。



【小学校での英語授業】

具体的な取組

(1) 外国語教育の充実

- ① A L T^{※1}や語学指導協力員を各小中学校に配置し、外国語活動、英語学習の充実を図ります。
- ② 中学校においては、ALTなどと英語科教員との連携を密にし、授業の充実に努めていきます。
- ③ 小学校では、A L Tなどを活用して生きた英語に触れ、児童の外国語活動、英語学習への意欲を高めます。
- ④ A L TやC I R^{※2}によるキッズイングリッシュクラブを実施し、児童の英語に対する興味・関心を高め、言語や文化に対する理解が深まるよう工夫します。

(2) 国際交流による国際理解教育の充実

- ① 海外派遣および姉妹校交流を行い、相互交流を促進することで児童生徒の国際性をはぐくみます。



【中学生海外派遣：ノーザンビーチス校での授業の様子】



【姉妹校交流：津幡町での交流の様子】

※1) A L T…【Assistant Language Teacher】小学校・中学校で語学指導に従事する外国語指導助手。

※2) C I R…【Coordinator for International Relations】地域において国際交流活動に従事する国際交流員。

- ② 海外からの訪問を積極的に受け入れ、ホームステイなどをとおして、国際理解を深めます。
- ③ CIRを積極的に活用し、町民と外国人が気軽にふれあい、異国文化を知るための国際交流事業の展開および拡充をめざします。
- ④ 国際交流を行う各種団体との連携を推進し、国際理解を深めるための体験活動の実施や、国際理解講座の開催を行います。

(3) 国際社会で活躍できる教育活動の推進

- ① 小中学生を対象とした英語スピーチコンテストを実施します。
- ② ALTやCIRを活用し、外国語を用いて楽しくコミュニケーションを図る体験活動や、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむ環境づくりに努めていきます。
- ③ 国や県が行う交流事業（「石川少年の翼」など）の参加を推奨し、国際的な視野に立つ人材の育成に努めます。

施策の展開 1-4 国際交流活動および多文化共生事業の推進と充実

日本文化に愛情や誇りをもつとともに、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら共に生きていく資質や能力を身に付けることが大切です。町民一人一人が国際化・多文化共生社会に対する理解を深めるとともに積極的に国際交流・多文化共生に向けた取組への参加を促進します。

日本とは異なる文化をもつ在住外国人が多く生活している地区では、在住外国人との交流を図るための行事が開催されるなど、多文化共生活動が芽生えてきており、その活動を推進し、支援する体制を確立します。

施策の方針

(1) 国際交流活動の促進

- ① 町民誰もが気軽に参加できるような国際交流の促進に努めます。
- ② 国際交流ボランティアの育成に努めます。

(2) 多文化共生のまちづくりの推進

- ① 地域の住民として在住外国人が円滑な日常生活をおくることができるよう、多文化共生社会の周知を図ります。
- ② 在住外国人や外国人児童生徒が日常生活や学校生活への適応が図れるよう支援します。

具体的な取組

(1) 地域とつながる国際交流活動の推進

- ① 町の行事と連携し、町民誰もが気軽に参加できる国際交流活動の企画・充実を図ります。
- ② 海外にて交流活動をした経験を、地域に還元できるような国際交流活動の場の提供や環境整備を行います。
- ③ 地域とつながる国際交流活動の広報紙やメール配信等での広報に努めます。
- ④ 国際体験の周知を図るため、海外派遣などを体験した者や留学経験者などを国際交流ボランティアとして育成し、地域社会に和をもたらす国際交流活動を進めます。

(2) 多文化共生事業の推進と充実

- ① 国籍や民族の異なる人々が交流できる場を企画し提供します。
- ② 外国人が、気軽に日常の生活情報や知識が得られる交流の場の提供に努めます。
- ③ 津幡町に在住する外国人を幅広く支援するため、ボランティアの育成を推進していきます。
- ④ 帰国・外国人児童生徒が授業を理解し、円滑な学校生活をおくれるよう語学支援・相談体制の充実に努めます。



【にほんごカフェの様子】



【国際交流掲示板】

●基本目標2

確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人づくり

施策の目標

●確かな学力を
はぐくむ

●社会を生き抜く力を
育てる

2-1 確かな学力の定着

- (1) 学習意欲や学びの質の向上
- (2) 課題に取り組む、よりよい解決を図る児童生徒の育成
- (3) 創意工夫を生かした教育活動の推進
- (4) 読書活動の推進
- (5) 情報教育の推進と充実
- (6) 科学教育の推進
- (7) 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

2-2 教職員の指導力向上

- (1) 学力調査の結果を生かした授業改善
- (2) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業の展開
- (3) 児童生徒の学びを創り、意欲をはぐくむ教職員の育成
- (4) 教職員のICT※活用指導力の育成

2-3 幼稚園・保育園等・小学校・中学校の連携推進

- (1) 児童生徒の就学における円滑な接続と連携強化
- (2) 高等教育機関との連携推進

2-4 共生社会形成のための特別支援教育の推進

- (1) 児童生徒一人一人の成長に必要な支援の充実
- (2) 支援に必要な体制の整備と学校間連携の推進
- (3) 支援を要する児童生徒の自立と社会参加

2-5 社会的・職業的自立をめざした キャリア教育の推進と拡充

- (1) 目的意識の育成と体系的なキャリア教育の推進
- (2) 体験的な学習活動の推進と地域との連携

※ICT【Information and Communication Technology】…情報通信技術。

施策の目標 ●確かな学力をはぐくむ
●社会を生き抜く力を育てる

幼稚園・保育園等・小学校・中学校は、さまざまな教育活動をとおして、子どもたちを心身ともに健全で個性や創造性に富む人として育成する場所です。変化の激しいこれからの社会を主体的、創造的に生きていくためには、幼児教育から、生涯にわたる学習の基盤となる資質や能力をはぐくむことが必要です。各段階の発達課題を踏まえた質の高い教育をめざし、社会の中で個の自立と協働を図るための主体的・能動的な力の育成に努めます。

また、幼児期からの科学教育を推進し、自然を愛する心を育てるとともに、自然の物事や現象についての科学的な見方や考え方を養います。

未来を担う子どもたちが、将来の夢や希望を抱いて、自らの力で未来を切り拓いていくことができるよう、幼稚園・保育園等・小学校・中学校・家庭・地域社会が連携し、豊かな人間性や社会性、自主性をはぐくむ学校教育の推進を図る取組を進めます。

施策の展開 2-1 確かな学力の定着

「確かな学力」とは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力など含めたものをいいます。

基礎的学力の定着と学力向上を図る取組を推進し、義務教育9年間の「学び」と「育ち」を充実できる効果的な実践を積み重ねていくことが必要です。それぞれの学校の特色を生かし、家庭や地域と情報・課題・目標などを共有しながら、児童生徒の「確かな学力の定着」をめざします。

施策の方針

(1) 学習意欲や学びの質の向上

- ① 学習意欲の向上を図り、知識・技能を活用する力を育成することで、「確かな学力」の定着を図ります。

(2) 課題に取組み、よりよい解決を図る児童生徒の育成

- ① カリキュラム・マネジメント※に基づき、よりよく問題を解決する能力や、問題の解決に向けて主体的、創造的に取り組む力を育成します。

※カリキュラム・マネジメント…学校の教育目標の実現に向けて、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

- ② 自分の力で課題を探究し結論を導くことができたという達成感や、自主的に学ぶことの楽しさなどを味わわせ、学習意欲が一層向上するよう指導を工夫します。

(3) 創意工夫を生かした教育活動の推進

- ① 地域の特性を生かし、教科などの枠を超えた総合的・横断的な学習や、体験的な学習、探究的な活動を行い、課題解決能力をはぐくむ教育活動を推進します。



【国際化についての学習】



【次世代エネルギーについての学習】

(4) 読書活動の推進

- ① 図書館司書や司書教諭との連携により、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動と豊かな感性や情操をはぐくむ読書活動を推進します。
- ② 各教科、特別活動、総合的な学習の時間での調べ学習*など多様な学習活動が展開できるよう整備を図ります。

(5) 情報教育の推進と充実

- ① 高度情報化社会において、児童生徒に必要な情報を主体的に収集、処理、発信するなどの情報活用力を身に付けさせ、学力向上につなげます。

(6) 科学教育の推進

- ① 科学に対する好奇心や探究心をはぐくみ、科学的に思考し、工夫する力を育成します。

(7) 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

- ① 生涯にわたる人間形成や学習の基礎が培われるような幼児教育の質の向上に努めます。

*調べ学習…児童生徒が課題について、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。総合学習の一形態。

具体的な取組

(1) 学習意欲の向上と基礎学力の充実

- ① 児童生徒の興味・関心を引き出し、自ら学ぶ態度を養い、学習意欲の向上に努めます。
- ② 学習の基礎・基本となる知識・技能を確実に習得させ、それを活用し、「読む」「書く」「聞く」「話す」力を育成し「確かな学力」の定着と強化を図ります。

(2) 思考力・判断力・表現力を高める課題解決型学習の推進

- ① 自ら考えようとする意欲をもち、粘り強く取り組むなど、主体的に学習に取り組む態度を養います。
- ② 問題解決的な学習過程を取り入れ、自ら課題を見つけ、自分なりの見通しをもって解決を図るなど、児童生徒の思考を促し、学び合いができるように教師の働きかけを工夫します。
- ③ 総合的な学習活動においては、児童生徒が主体的に取り組み、自分の考えをまとめ、表現できる学習活動や体験活動を多く取り入れ、探究的な学習となるよう工夫します。
- ④ 児童生徒にこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、家庭・学校・地域が連携した土曜学習プログラムを実施します。



【学び合いを大切にした授業】

(3) 学校図書館を中心とした読書活動の推進

- ① 蔵書を充実し、読書活動に関する児童生徒の興味関心を高める読み聞かせ、図書だより、掲示物の工夫などを行います。

《実施目標》

		平成25 年度	平成30 年度	令和5 年度
学校図書館図書 標準※の達成率	小学校	96.0%	102.5%	105%
	中学校	83.7%	109.8%	110% (当初目標 100%)

- ② 指導計画に基づいた学習コーナーの設置や、調べ学習の実施、学校司書や図書ボランティアによる読書活動などにより、学校図書館を中心とした読書活動を推進します。
- ③ 夏休み中の開館などの弾力的運用により、児童生徒の主体的な学びを支えます。

(4) 情報活用能力の育成

- ① 授業で電子黒板・ICT機器の積極的活用を促し、児童生徒の学習意欲と知的好奇心を高めるような教材を整備し、情報教育の推進と充実を図ります。
- ② 課題解決における主体的な情報活用力と情報手段の特性を理解し利用できる情報収集力を育成します。
- ③ プログラミング教育を推進し、情報を整理・分析・判断する力や、プログラミング的思考力を育成します。
- ④ 相手を考えた言葉遣いでの情報交換、ルールやマナーの厳守など、情報モラル・情報発信に伴う責任感を育成します。

(5) 家庭学習の推進

- ① 家庭と学校が連携し、児童生徒の「進んで学ぶ力」と「心身の健康」をはぐくむ家庭学習を推進し、「確かな学力」の定着につながるよう努めます。
- ② 家庭学習の習慣化を図り、家庭で予習・復習を中心とした反復学習が行えるような学習活動を工夫します。

※学校図書館図書標準…文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものである。

《成果目標》

【平成25年度、30年度全国学力・学習状況調査—結果の概要—より】

		平成25 年度	平成30 年度	令和5 年度
「自分で計画を立てて勉強している」 児童生徒の割合	小学校6学年	62.1%	72.9%	75.0% (当初目標 70.0%)
	中学校3学年	46.7%	58.0%	60.0% (当初目標 55.0%)
「家で学校の授業の復習をしている」 児童生徒の割合	小学校6学年	61.0%	72.7%	75.0% (当初目標 70.0%)
	中学校3学年	48.7%	53.1%	55.0%

(6) 科学学習環境の工夫・充実

- ① 教職員の理科の指導力・授業力の向上を図ります。
- ② 生活の中にも不思議を発見するなど、児童生徒の科学的な思考力、判断力、表現力などはぐくむ学習環境を工夫します。
- ③ いつでも科学を体験し学習できる場の工夫を図ります。

(7) 適正な就学前教育の推進

- ① 生活や遊びといった直接的・具体的な体験をとおして、情緒的・知的な発達、社会性をはぐくむ幼児教育の充実に努めます。
- ② 幼児教育の質の向上を図るため、研修会開催や保育公開をとおして意見交換の場をつくり、教職員の資質向上に努めます。
- ③ 学校入学時における保護者向け説明会などのさまざまな機会をとらえ、子どもの教育に対する家庭の役割が再認識できるようにします。
- ④ 適切な睡眠時間の確保や朝食摂取、礼儀などの家庭における基本的な生活習慣の確立を図るよう家庭に働きかけます。

施策の展開 2-2 教職員の指導力向上

児童生徒の学力向上のためには、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導を充実させ、授業での学習効果を高めることが求められます。学習の広がりや深まりも含めたより効果的な授業の実現をめざし、授業形態の工夫や教育課程の見直しなど、これまでもさまざまな実践がなされてきています。

しかしながら、児童生徒の学力向上やそのための授業改善など、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教職員の指導力の向上が不可欠といえます。

施策の方針

(1) 学力調査の結果を生かした授業改善

- ① 各種学力調査から、児童生徒の学力と学習状況の関係などを分析・検証し、学校での授業改善に向けた取組を進めます。

(2) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業の展開

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力などの育成、学習意欲の向上のための取組を学校全体で進めます。

(3) 児童生徒の学びを創り、意欲をはぐくむ教職員の育成

- ① 児童生徒の学習意欲を高め、一人一人に学ぶ喜びや達成感をもたせることができるよう、指導法や教材などの工夫改善を進めます。
- ② 研究推進校での成果を広く共有し、教職員全体の指導力向上を図ります。
- ③ 学校評価や授業評価を基に授業構成力を高めるとともに、わかりやすい授業づくりに努め、生き生きとした教育活動を展開できる教職員を育成します。

(4) 教職員のICT活用指導力の育成

- ① ICTを活用した授業の公開などにより実践事例を教職員で共有し、ICT活用指導力を高めるための研修を進めます。



【ICTを活用した授業】

具体的な取組

(1) 津幡町学力調査の実施および学力向上プランの策定

- ① 児童生徒の学力・学習の状況を多面的に分析し、課題を明らかにするとともに、その課題の解決に向けた「学力向上プラン」を各学校で策定します。

(2) 教職員の授業力を高める授業研究の推進

- ① 校内研修会を定期的に行い、児童生徒の学力や知的好奇心をはぐくむ授業研究を推進します。
- ② 研究推進校を中心として、先進的な実践研究を進めます。
- ③ 授業指導力向上に向けた効果的な方法や体制についての研究成果を、発表会や紀要によって全教職員に発信・共有を行います。



【授業研究の様子】

(3) 基礎・基本を確実に身に付ける学習指導法の工夫

- ① 少人数指導（チームティーチング^{※1}を含む）や習熟度別学習^{※2}により、児童生徒の基礎的・基本的学習内容の習得および学習習慣の定着を図ります。
- ② 教材の開発や指導法の改善などの調査研究を実践報告としてまとめ、授業研究データベースとして町内全校に広げるとともに、各学校においても改善を図ります。

(4) 指導力向上のための研修の充実

- ① 教職員としての専門性や今日的な教育課題への対応力などの向上を図るため、町教育センターや県教育委員会をはじめとする関係機関との連携を生かし、研修の充実を図ります。
- ② 実施した研修については、効果検証などに基づく評価を充実させ、PDCAサイクル^{※3}を確立します。



【指導力向上のための研修】

※1）チームティーチング…複数の指導者が役割を分担し、協力しながら授業を行う形式。

※2）習熟度別学習…教科により、児童生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮して、それぞれの児童生徒の習熟の程度に応じて、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れて行うきめ細かな指導。

※3）PDCAサイクル… Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に生かしていくプロセスのこと。

(5) 教職員の育成と学校運営機能の強化

- ① 一人一人の実践的指導力や豊かな人間性などを高め、児童生徒の良さを引き出すことができる教職員の資質向上に努めます。
- ② 当面する学校課題の解決や今日的な教育課題を踏まえた校内研修を推進するとともに、教育センターにおける教職員研修の充実を図ります。

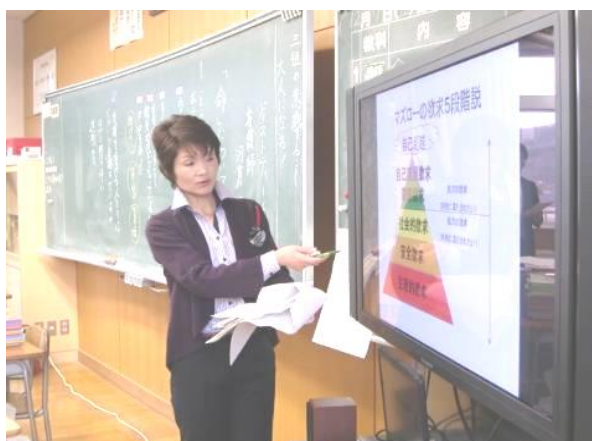


【ミドルリーダー研修会】

- ③ 学校の自己評価や外部評価を取り入れ、特色ある教育活動に組織的に取り組むことができるよう、学校運営機能の強化を図ります。

(6) 教科指導におけるICTの活用

- ① ICT機器の整備を行うハード面、ICT機器を活用した授業づくりをめざすソフト面の充実に努め、ICT機器を板書や発表などに積極的に活用します。
- ② 教職員のICT活用能力向上と指導法の工夫・改善を図るため、教職員研修を実施します。



【ICTを活用した授業】

施策の展開 2-3 幼稚園・保育園等・小学校・中学校の連携推進

町内には、町立中学校2校、町立小学校9校、幼稚園、保育園等があります。これらが共に連携し、園児、児童生徒の健やかな成長を支えることが求められます。

児童生徒の成長を見通し、継続的・発展的に教育を進めて、児童生徒のより良い成長を促すことができるよう、幼稚園・保育園等・小学校・中学校の連携を強化します。

施策の方針

(1) 児童生徒の就学における円滑な接続と連携強化

- ① 幼稚園・保育園等と小学校が、それぞれの教育課程編成や指導方法の工夫を進めるとともに、園児と児童の交流や教職員による合同研修など、幼保小連携の取組を推進します。
- ② 小学校と中学校が、児童生徒の情報を共有して日頃の指導に生かし、義務教育9年間をとおした児童生徒の発達に合った学びを実現するため、小中連携の取組を推進します。

(2) 高等教育機関との連携推進

- ① 義務教育以後の高等教育機関と連携した児童生徒の教育活動や、教職員の研究活動を推進します。

具体的な取組

(1) 幼保小連携事業の推進

- ① 小学校区の幼稚園・保育園等と連携しながら「子どもの育ちと学び」をつなげる教育活動を進めます。



【幼保小連携事業の様子】

- ② 幼保小連絡会を中心に、園児と児童の交流会、教職員の研修会、公開授業・公開保育などに取り組み、相互理解を図ります。
- ③ 小学校入学時における子どもや保護者の心理的な負担を少なくするために、就学時健診の場や教育センターだよりなどを活用して、大まかな学校生活の過ごし方などを紹介し、就学へのなめらかな接続を図ります。

【もうすぐ一年生 リーフレット】

(2) 小中連携事業の推進

- ① 各中学校の小中連携担当者が中心となり、町学校教育研究会とも連携しながら、小中学校の連携・交流を深めます。
- ② 中学校生活の不安解消や心の準備につながる活動を推進します。
- ③ 部活動体験、児童生徒の交流、教師間の交流、中学校教師による出前授業などを実施します。
- ④ 小学校卒業から中学校入学につながる取組や教育活動において、教職員の相互理解を進め、9年間を見通した教育実践が生かされるよう努めます。
- ⑤ 生活習慣の確立に向けて、挨拶や礼儀作法などの基礎を身に付けさせる教育活動を推進します。また、小中連携事業・家庭学習のすすめのリーフレットなどを活用し、保護者への理解・協力を呼びかけます。

小学校と中学校でつながる教育

津幡町小中連携推進事業
平成26年3月
津幡町教育委員会・津幡町学校教育研究会

津幡町では、小学校から中学校へ進学する際の課題（心理的不安や学習環境の変化、学習方法の段階など）を解消し、9年間を見通した指導実践により、確かな学力の定着や規範意識の醸成、豊かな心の育成を図ることを目的に、津幡町小中連携推進事業を行っています。

Q 津幡町の中学校区について教えてください。

Q 小中連携推進事業では、どのようなことをするのですか？

Q 小中連携推進事業を進めるとどのような成果が期待できますか？

Q 小学校・中学校生活を充実したものとすると、家庭ではどのようなことに気を付ければよいのでしょうか？

- ・津幡町には津幡中学校と津幡南中学校、2つの中学校があります。
- ・津幡中学校区は、津幡小学校、太白台小学校、荻野小学校、英田小学校、刈安小学校、新野台小学校です。
- ・津幡南中学校区は、中東小学校、栗南小学校、井上小学校です。

- ・児童生徒の交流
 - * 小学校6年生が中学校の部活動体験
 - * 中学校3年生が小学校のPTAスクールに協力
 - * 中学生在小中学校のあいさつ運動に参加
 - * 中学校入学説明会
- ・先生との交流
 - * 相互授業参観・合同研修会
 - * 情報交換・共有
- ・9年間を見通した指導体制の確立
 - * 中学校の先生による小学校への出前授業
 - * 学習のきまりや生活のきまりなどをそろえる
 - * 「家庭学習のすすめ」を作成・配布
- ・児童生徒の意欲の向上
 - * 学力の向上
 - * 不登校やいじめなどの未然防止など
- ・小学校・中学校が進捗することで、児童一人一人の理解を深めることができ、個に応じた指導や支援ができるようになります。また、中学校生活を知る機会となり、中学校生活に対する期待を育むことができます。中学生にとっては、自己を振り返る機会となり、自主性を育むことができます。

- ・早寝早起きをする、朝食をきちんと食べるなど規則正しい生活リズムが子どもの生活を充実させます。
- ・睡眠と進捗を決めて家庭学習を習慣化させましょう。小学校の目安は10分×学年以上、中学校の目安は1・2年が90分以上、3年が120分以上です。
- ・身のまわりや社会の出来事（ニュース）に目を向けるように働きかけましょう。
- ・読書に親しみ、本との出会いを大切にしましょう。
- ・子どものがんばりを褒めがさずに、本気でほめましょう。
- ・わからないこと、困ったことは、遠慮せずに先生に相談しましょう。

◆出身小学校へ中学3年生が学習ボランティア◆
夏休みに、のべ37名の中学3年生が、出身小学校のPTAスクールの学習支援、本道教育指導の支援を行いました。小学生からは、「先輩のおかげで算数がわかるようになった」「漢字を覚えてもらってとっても楽しい」と感謝の言葉が届いています。中学3年生にとっては、これからの自分の学習の励みにもなるものと思います。（津幡中）



◆小学6年生が部活動体験◆
部活動を体験し中学校への準備を高めることを目的とし、夏休みに部活動体験を実施しました。小学生はあらかじめ配布されたメッセージをみて、自分で体験したいと思う部活動を決め、2つの部活動体験をしました。小学生からは、先輩たちが楽しく遊んでいたことに、ヘア活動の部1人だけだった時にすぐにかけてくれたことに対して感謝の気持ちが寄せられました。（津幡中・津幡南中）



☆中学生からのメッセージより☆
「自分がとってもいい経験になったし、小学6年生ってすごい経験になった。がんばらなきゃいけないです。」
「今までの体験、はやく中学生になりたいってみんなが言っています。楽しみに期待してほしいと思います。」

◆出身小学校へ中学生があいさつ運動◆
中学3年生15名が、各校道中に出身小学校に立ち寄り、朝の「あいさつ運動」を行いました。小学生はなつかしい先輩の姿に元気なあいさつをしていました。中学生も小学生の元気さに刺激をうけたようです。（津幡南中）



◆中学校の先生による出前授業◆
3学期には小学生ら中学校の先生による専門的な授業を実施しました。中学校の授業に対する不安を少しでも減らすことができたのではないかと思います。（津幡中・津幡南中）



◆ネットトラブルの危険性を指導しています◆
小学校でも、中学校でも、ケータイ・スマートフォン・インターネットのマネーや危険性を指導しています。中学校の先生が小学校で授業を行った時、小学生と中学生の保護者が一緒にネットトラブルの現状について、専門家から話を聞く機会を設けたりしています。子どもたちがネットトラブルに巻き込まれないように、小中の連携だけでなく家庭との連携が重要です。

◆ご家庭でも、ケータイ・スマートフォン・インターネットの危険性について、考えてみてください！◆



【小中連携リーフレット】

(3) 高等教育機関などと連携した教育の推進

- ① 児童生徒の学力の向上や体験活動の充実を図るため、石川工業高等専門学校や県立津幡高等学校と連携した事業を企画していきます。

施策の展開 2-4 共生社会形成のための特別支援教育の推進

子どもの成長は、それぞれの発達段階や学びの場で区切られているものではなく、連続しています。一人一人のニーズに応じた教育を実現するためには、乳幼児期から中学卒業後まで継続的に支援できる体制をつくることや教育にかかわる教職員の実践的指導力を向上させることが必要です。

園児や児童生徒の抱えるさまざまな問題に適切に対応できる、きめ細かな支援や、学校間の連携を推進します。

施策の方針

(1) 児童生徒一人一人の成長に必要な支援の充実

- ① 一人一人の児童生徒のニーズに応じた一貫した教育的支援を進めるため、支援にかかわる者すべてが共通理解のもとに指導にあたります。

(2) 支援に必要な体制の整備と学校間連携の推進

- ① 支援を要する児童生徒への適切な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員を含めた教職員体制の整備を進めます。
- ② 幼稚園・保育園等から小学校、中学校へと適切な支援が引き継がれるよう、個別の教育支援計画や支援シートを活用し、ネットワークの構築を図ります。

(3) 支援を要する児童生徒の自立と社会参加

- ① 保健・医療・福祉などの関係機関との連携強化を図り、将来の社会参加を見据えた支援を推進します。

具体的な取組

(1) 指導の充実と個別の教育支援計画などの活用

- ① 個別の教育支援計画^{※1}および個別の指導計画^{※2}を作成し、支援に生かします。
- ② 児童生徒の抱えるさまざまな問題に適切に対応できるきめ細かな指導・支援を行い、個別の教育支援計画で引き継ぎます。
- ③ 個別の指導計画や支援シートを活用し、一人一人に応じた指導の充実に努めます。

(2) 特別支援教育における研修の推進

- ① 各学校の特別支援教育委員会^{※3}の充実や、特別支援教育コーディネーター^{※4}の養成などにより、一人一人の子どもに応じた支援や教育内容を充実します。
- ② 町教育センターを中心とした研修により、幼稚園・保育園等も含めた特別支援教育にかかわるすべての教職員の実践的指導力の向上を図ります。

(3) 幼稚園・保育園等・学校訪問の継続実施

- ① 町内すべての幼稚園、保育園等、小中学校を訪問し、支援を要する児童生徒の状況を早期に把握するよう努めます。
- ② 教職員との連携により、就学前からの一貫した特別支援教育体制を築き、適切な指導につなげます。
- ③ 母子保健部署と連携し、教育相談体制の充実を図るとともに、小学校入学を控えた幼児をもつ保護者の不安や疑問の解消につなげます。
- ④ 指導主事、学校サポート指導員などが学校訪問を継続的に実施します。

※1) 個別の教育支援計画…子ども一人一人のニーズを把握し、医療などの関係機関と連携を図りつつ、学校卒業後まで含んだ長期的な視野に基づいて立てた個人の支援計画。

※2) 個別の指導計画…学校における教育課程や指導計画を踏まえ、教育的ニーズに対応しつつ教育内容や教育方法を盛り込んだ個別の計画。

※3) 特別支援教育委員会…校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置された特別支援教育に関する委員会。校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成されている。

※4) 特別支援教育コーディネーター…各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談を受ける役割を担っている。

施策の展開 2-5 社会的・職業的自立をめざしたキャリア教育の推進と拡充

現代社会においては、児童生徒に夢や目標をもたせ、学ぶことや働くこと、生きることの尊さ、大切さを実感させ、学ぶ意欲を向上させることが大切です。さまざまな職業にかかわる人々や企業、経営者、地域の方々の支援を得て、職場・職業体験を実施し、社会的・職業的自立をめざした活動を推進します。

施策の方針

(1) 目的意識の育成と体系的なキャリア教育の推進

- ① 働くことの意義や尊さを理解し、明確な目的意識と社会の責任ある一員としての自覚を持って人生を切り拓くことができる力をはぐくみます。
- ② 幼児期から小中学校までの連続したキャリア教育を推進し、発達段階を踏まえながら、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成します。

(2) 体験的な学習活動の推進と地域との連携

- ① 教科、科目などの教育活動全体を通じたキャリア教育を推進するとともに、体験的な学習を日々の活動に積極的に取り入れます。
- ② 地域社会や地元の企業などとの連携・協力により、多様で幅広いキャリア教育を推進します。



【職場体験の様子】



【働く人に学ぶ会での様子】

具体的な取組

(1) 幼児期におけるキャリア教育の推進

- ① 働く人や高齢者など、自分の生活に関係の深い地域の人々とのふれあいや交流を通じて、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる教育を行います。
- ② 幼児期から社会での役割を感じ、子ども自身が役に立つ喜びを味わえるように、家庭でできる手伝いを積極的に取り入れていく大切さを保護者へ働きかけていきます。

(2) 小中学校におけるキャリア教育の推進

- ① 総合的な学習の時間や道徳で、地域で働く多くの人と交流します。
- ② 働くことや夢を持つことの大切さや、社会生活の中で人々が果たしている役割について理解を深める教育を行います。
- ③ 職場体験や地域の人材、技能職者を招いての職業講話などのプログラムを実施します。
- ④ 修学旅行を活用したさまざまな施設や企業訪問などの実施を推進し、より広い視野でさまざまな職業、生き方を学ぶ機会を充実させていきます。
- ⑤ 仕事に対する意識や自覚、将来の生活や進路などについて考えを深める教育を行います。
- ⑥ 小中9年間のキャリア発達をつなぐためのキャリアパスポート※を作成します。



【職場体験の様子】

※キャリアパスポート…小学校入学から高校卒業までの記録を学年・校種を超えて引き継ぎ、児童生徒が学びの振り返りや見通しに生かすもの。

●基本目標3

道徳心をはぐくみ、心豊かで活力のある人づくり

施策の目標

●豊かな心と体を 養成する

●人権尊重と 認め合いの 意識を高める

3-1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実

- (1) 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」をとおしてはぐくむ心と体
- (2) 生涯にわたる食育活動の推進
- (3) 豊かな感性と心の育成
- (4) 生涯を通じた読書活動の充実
- (5) 児童生徒の体力向上
- (6) 児童生徒の課外活動の充実

3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進

- (1) 人権尊重の精神の涵養※
- (2) 学校教育で行う道徳教育の充実
- (3) 地域社会全体で行う道徳教育の充実
- (4) 自尊感情と自己肯定感をはぐくむ活動の推進
- (5) 心や体に悩みや不安を抱える子どもに対する支援

3-3 次代を担う青少年の健全育成

- (1) 地域社会における青少年の健全育成
- (2) さまざまな悩みを抱える子どもの自立支援
- (3) 情報モラル教育の推進

※涵養（かんよう）…水が自然に浸み込むように、無理をしないでゆっくと養い育てること。

施策の目標 ●豊かな心と体を養成する
●人権尊重と認め合いの意識を高める

私たちは互いに尊重し合い、協働して社会を形づくっていかねばなりません。そして子どもたちには、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性をはぐくむための教育を実現することが大切です。子どもたちの健やかな成長を願い、さまざまな角度からの教育活動や体験活動の充実に努めます。

人権とは人が幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人一人に備わった権利です。人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成するとともに、生命の尊さに気づき自分を大切に思う心や一人一人が大切にされ互いを認め合う心を地域ではぐくんでいきます。

施策の展開 3-1 心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実

近年、子どもたちの生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、気力の低下の要因として指摘されています。文部科学省および石川県では、「早ね・早おき・朝ごはん運動」を推進しており、津幡町ではそれに「あいさつ」を加え、「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」の推進に努めています。

また、食育は知育・徳育・体育の基礎となるものであり、経験を通じて「食」に対する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

子どもの体力の現状については、「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基礎的な運動能力の低下とともに、幼少年期に身に付けておくことが望ましい基礎的な動きが獲得されていないことが課題となっています。

さまざまな経験をとおして、自分を見つめ、他者を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに、自立心や自律性、いのちを尊重する心をはぐくみます。

乳幼児期から心と体をはぐくみ、培い、磨き、青少年へと成長を重ねていく過程を大切にできるような活動の充実に努めます。



【津幡町立つばた幼稚園でのお茶会】

施策の方針

(1) 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」をとおしてはぐくむ心と体

- ① 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」が定着するような取組の推進と充実を図ります。
- ② 幼稚園・保育園等・学校と家庭が連携し、豊かな心と健康な体の育成をめざします。

(2) 生涯にわたる食育活動の推進

- ① 幼稚園・保育園等・学校では、安全・安心な給食の提供を行うとともに食育の推進に努めます。
- ② 食育を通じて行う健全な食生活・食習慣の定着化を図る活動の充実と推進に努めます。
- ③ 食糧生産にかかわる人や食物に対して感謝の念をはぐくむ教育活動を推進します。
- ④ 古くから伝わる伝統的な食文化の継承と地産地消^{*}の促進に関する取組を充実していきます。

(3) 豊かな感性と心の育成

- ① 乳幼児期から、豊かな感性と心をはぐくまれる活動の推進に努めます。

(4) 生涯を通じた読書活動の充実

- ① 乳幼児期から本を身近に感じ、さまざまな本に出会い、読書を楽しめるような活動の充実を継続して行います。
- ② 小中学校において、蔵書の充実、学校図書館司書やボランティアを活用した読書活動の推進、町立図書館との連携を行います。

(5) 児童生徒の体力向上

- ① 健全な心の育成と基礎体力の向上をめざした体育活動を進めます。
- ② スポーツ交流をとおして親交を深めるとともに、健康な体づくりをめざします。

(6) 児童生徒の課外活動の充実

- ① スポーツ活動や芸術文化活動の充実に努め、児童生徒により広くより多くの体験の場を提供します。
- ② 指導者研修会を開催し、指導者の資質向上に努めます。

^{*}地産地消…地域生産地域消費（ちいせいさん・ちいせしょうひ）の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

具体的な取組

(1) 「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」のさらなる充実と推進

- ① PTA 連合会、豊かな心を育む町民会議などを中心とした「早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動」の充実を図ります。
- ② 適切な運動、十分な睡眠、調和のとれた食事、心を通わすあいさつなど、幼児期から望ましい生活リズムが定着するように家庭へ啓発していきます。
- ③ 生活実態調査を継続し、児童生徒の日常の状況把握に努めます。
- ④ リーフレットの内容の充実を図り、小学校・中学校・学童保育施設・幼稚園・保育園等との連携に努めます。



【早ね・早おき・朝ごはん・あいさつ運動 リーフレット】

- ⑤ ノーメディアの取組を推進し、規則正しい生活習慣の確立が図れるように家庭との連携に努めます。
- ⑥ 幼児・小学生・中学生・保護者を対象とした朝ごはん教室を実施し、朝食を食べる児童生徒の増加につながるよう努めます。

(2) 給食指導を核にした食育活動の充実

- ① 幼稚園・保育園等・小学校・中学校において、感謝の心をはぐくむ食育活動と特色ある給食作りの充実を図ります。

- ② 基本的なマナーの学習や、食に関するさまざまな活動の推進により、家庭への啓発を行います。
- ③ 給食調理員研修を充実するとともに、食物アレルギー児に対する配慮・対応の徹底を図ります。
- ④ 肥満やう歯（虫歯）の予防、栄養など、健康な体に必要な知識を修得できる食育活動を充実します。



【津幡町立つばた幼稚園での食育活動】

(3) 地産地消を考える食育活動の充実と伝統ある食文化の継承

- ① 食糧生産にかかわる人たちの仕事や生き方についての学習活動や、地産地消を考える食育活動を推進します。
- ② 古くから伝わる食文化を継承する取組を推進し、生涯にわたる食育活動を充実していきます。

(4) 豊かな感性と心をはぐくむ体験活動の充実

- ① 幼児期からさまざまな感じ方、考え方に触れ親しみ、豊かな感性と心を磨くことができる体験活動を充実します。
- ② さまざまな世代が、音楽・芸術・和文化・舞踊などの体験ができるような活動の推進に努めます。
- ③ 文化協会や芸術文化団体などと協働し、芸術文化教育の推進・充実に努めます。

(5) 家庭・学校・地域でつながる読書活動の充実と推進

- ① 乳幼児期から、絵本や紙芝居などの読み聞かせ会や、読書活動を通じた親子のふれあいや地域の方とのふれあいの機会を充実します。
- ② 小中学校において、学校図書館司書やボランティアを活用した読み聞かせ会を積極的に実施したり、授業前などを活用した読書の時間を設けます。
- ③ 学校図書館と町立図書館が連携しながら蔵書の充実を図り、おすすめの本の紹介や読書目標を設けるなど、子どもたちが読書に親しめる環境づくりを行います。

(6) スポーツ交流の推進

- ① 津幡町小学校体育大会の参加学年や種目の拡充を図り、一層の充実に努めます。
- ② 基本的な技の習得をめざし、課題をもって運動を行う小学校器械運動交歓会を充実します。

- ③ さまざまな世代が身体を使って町歌に親しめるように、町歌のメロディに合わせた体操を広めます。
- ④ 各種広報紙やホームページ、ケーブルテレビ放映などを積極的に活用し、保護者、地域住民に対し、取組の理解と周知を図ります。

(7) 児童生徒の体力と運動能力の向上をめざした体育活動の推進

- ① 教育活動全体をとおして、自己の体力を高めようとする意欲をはぐくみます。
- ② 児童生徒の課題を把握し、体力・運動能力向上につながる学習活動や取組を工夫していきます。



【津幡町小学校体育大会】

(8) 児童生徒の課外活動の充実

- ① スポーツ競技会、美術展、書道展、吹奏楽による音楽会、茶会など児童生徒の課外活動の成果を発揮する場の充実に努めます。
- ② 教職員や町民のスポーツにおける専門性や指導力の向上を図るため、メンタルトレーニング※1講習会やアンガーマネジメント※2講習会などを開催します。
- ③ 有能な地域人材や外部団体の指導者を積極的に活用し、児童生徒の課外活動の活性化を図ります。
- ④ 児童生徒の県大会、北信越大会、全国大会出場に対する遠征費などの財政的な支援に努めます。

※1) メンタルトレーニング【mental training】…スポーツで、自らの精神状態を好ましい方向にもっていくためのトレーニング。スポーツ選手には競技中に最高のパフォーマンスを実現するために、意欲、決断力、自信などを高めるイメージトレーニングや瞑想などが多く取り入れられている

※2) アンガーマネジメント【anger management】…アンガー（anger）とは、怒りやいら立ちといった感情のこと。衝動にまかせて怒りを爆発させるのではなく、上手にコントロールして適切な問題解決やコミュニケーションに結びつけること。

施策の展開 3-2 「いのち・からだ・こころ」の教育の推進

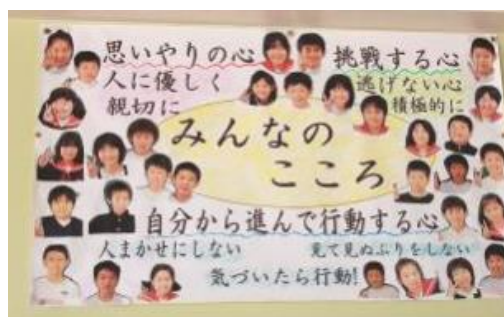
人が人として生きていく中で、「いのち・からだ・こころ」は切り離すことのできない関係にあります。どれか一つのバランスが崩れた時、命にかかわる状況に発展することも懸念しなければなりません。そのため、子どもたち一人一人が自分の「いのち・からだ・こころ」の関係について考えていく必要があります。

日常生活のさまざまな場面で、子どもたちがコミュニケーションを通じて人間関係を深めるとともに、命の大切さが実感できる「いのち・からだ・こころ」の教育を家庭・学校・地域が一体となって推進し、豊かな人間性や自律性をはぐくみます。

施策の方針

(1) 人権尊重の精神の涵養

- ① 社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養を図っていきます。



【学校における人権教育の取組】

(2) 学校教育で行う道徳教育の充実

- ① 人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。

(3) 地域社会全体で行う道徳教育の充実

- ① 豊かな人間性や社会性をはぐくむ道徳教育を地域社会全体で推進します。

(4) 自尊感情と自己肯定感をはぐくむ活動の推進

- ① 「いのち・からだ・こころ」を大切にできる児童生徒の育成を目標とし、命の大切さを実感でき、自尊感情と自己肯定感をはぐくむ教育活動を進めます。

(5) 心や体に悩みや不安を抱える子どもに対する支援

- ① 子どもが抱える問題や課題を早期に発見し、解決の向かうために必要な相談、支援ができる体制づくりを進めます。

具体的な取組

(1) 人権尊重の精神の涵養と教育活動

- ① いじめ問題に関わる組織を設置し、いじめは許されないことを徹底します。
- ② 人権を尊重することは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」であることが実感できる教育活動を推進します。
- ③ 家庭教育、学校教育、社会教育の場において、人権感覚を身につける教育活動に努めます。

(2) 道徳心をはぐくむ道徳教育の充実と推進

- ① 幼児期から、豊かな情操と道徳心を培う活動を推進します。
- ② 学校における道徳教育推進体制づくりを進め、特別の教科道徳を核とした道徳教育の充実を図ります。
- ③ 地域社会全体でさまざまな人とのふれあい、道徳心をはぐくむ教育活動を進めます。

(3) 自尊感情と自己肯定感をはぐくみ、生きる力を培う教育の充実

- ① 自他に対する理解ができ、他者とのかかわりをとおして現実の自己を見つめ受容できる「確かな自我」を育てる活動を推進します。
- ② 「生きていることには意味がある」「生まれてきてよかった」「命を大切にしたい」「人の役に立ちたい」と命のおもさを感じ自己肯定感がもてる教育を推進します。
- ③ 地域社会でさまざまな人とのかかわり、職場体験、異世代交流、自然体験、和文文化体験など多様な体験の充実を図ります。

(4) 悩みや不安を抱える子どもと家族への支援の充実

- ① 一人一人の悩みや不安を受け止め、状況に応じて、相談機関や医療機関につなぎ、専門的な相談が受けられるように支援します。
- ② スクールカウンセラー※1、スクールソーシャルワーカー※2、関係機関による相談支援の実施・充実に努めます。

※1) スクールカウンセラー…心理学等高度な専門的知識を有し、児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たって、児童生徒の心理的カウンセリングや保護者や教職員へ助言を行う。

※2) スクールソーシャルワーカー…児童生徒の問題行動等の対応に当たって、児童相談所を始めとする関係機関と連携し、特に福祉的援助の必要性のある家庭への自立支援等を行う。

施策の展開 3-3 次代を担う青少年の健全育成

青少年がこれからの社会を生き抜くためには、豊かな心、健やかな体をはぐくむことができるように、地域のさまざまな機関が連携していくことが必要です。また、悩みや不安を抱える青少年への支援が重要になってきています。青少年を取り巻く地域住民が青少年の心と体を大切に、それぞれの状況に応じた柔軟できめ細やかな対応をしていくことが望まれています。

次代を担う青少年が、夢と希望を持って自己実現を図るとともに、社会的自立に向けて必要な能力や態度を身に付けることができるように、青少年の育成および青少年を取り巻く環境の整備を進めていきます。

施策の方針

(1) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域で青少年を見守り、はぐくみ、地域との結びつきを大切にした青少年の健全育成を図ります。
- ② 青少年が地域で活躍できる場の提供や次世代へつないでいく活動を推進します。

(2) さまざまな悩みを抱える子どもの自立支援

- ① 関係機関と連携を図り、自尊感情や自己肯定感が高まるよう支援していきます。
- ② スクールカウンセラーや学校サポート指導員による教育相談活動を推進します。

(3) 情報モラル教育の推進

- ① 子どもの発達段階に応じた情報モラルが身に付けられる学習活動を推進します。
- ② スマートフォンをはじめとする新たな通信機器にかかわるさまざまな問題について、PTA や関係団体などと連携しながら、保護者への啓発を推進します。

具体的な取組

(1) 地域社会で見守りはぐくむ青少年健全育成の充実

- ① 乳幼児期からの規則正しい生活習慣づくりの推進を行います。
- ② さまざまな人とかかわる（家族・友達・教師・地域の方など）体験型活動の実施に努めます。
- ③ 地域住民、町青少年育成センター育成指導員、教職員で構成された育成員が中心となり、地域で見守る青少年の育成活動を充実します。
- ④ 関係機関が一体となり、有害環境から子どもを守る取組を充実します。

(2) 児童生徒の健全育成をめざした学校環境づくり

- ① 自己の存在を実感し、充実感を得られる心の居場所と社会性を身に付ける絆づくりの場となるように努めます。
- ② いじめや暴力行為などの未然防止に努め、児童生徒の健全育成を行います。
- ③ 不登校の児童生徒がもつ悩みや苦しみを受け止め、一人一人の気持ちや状況に寄り添う支援に努めます。
- ④ 子どもの変化に気づき、心に寄り添い、理解することができる教職員の資質向上を図ります。
- ⑤ 生活アンケートや悩みアンケート、Q-U心理テスト[※]などを実施し、一人一人の心理的状況の理解に努め、学級経営の改善に生かします。
- ⑥ 学校での支援体制の確立と教育活動を通じた生徒指導や保護者への啓発活動を充実、推進します。
- ⑦ 子どもの状況に応じた支援の充実を図り、幼稚園・保育園等・小学校・中学校がつながる教育支援体制を整備します。

(3) 社会的自立に向けた支援体制の充実

- ① 子どもや家族が抱えるさまざまな問題や課題が解決に向かうために、必要な相談、支援ができる体制を充実していきます。
- ② 一人一人に応じた総合的・横断的な支援を推進し、社会的自立につながるよう努めます。

(4) 情報モラル教育の充実と推進

- ① 児童生徒に対し、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進し、情報機器の正しい使い方やルール遵守の徹底、ネットトラブルに対する指導の充実を図ります。
- ② 保護者や地域住民を対象に、携帯電話・スマートフォン等の機能制限、フィルタリングの活用などさまざまな問題について啓発活動や講演会を行います。

※Q-U心理テスト…学校生活における児童生徒の意欲や満足感および学級集団の状態を質問紙によって測定するテスト。

●基本目標4

安全で安心できる教育環境づくり

施策の目標

●質の高い教育を
支える

●安全・安心な
環境を確保する

4-1 地域から信頼される学校・幼稚園づくり

- (1) 開かれた学校・幼稚園づくり
- (2) 教育施策の点検・評価
- (3) 適切な教育機会の確保

4-2 学習環境の向上と充実

- (1) 情報機器の整備および情報教育の推進
- (2) 町立図書館と学校図書館・公民館との連携
- (3) 良好な学習環境の整備

4-3 安全・安心な教育環境の整備

- (1) 教育施設の点検・整備
- (2) 保護者・地域・関係機関と連携した学校安全の推進
- (3) 教職員の安全意識・危機対応能力の向上
- (4) 安全・安心な学校給食の徹底

4-4 災害に備えた体制づくり

- (1) 防災教育の充実
- (2) 防災訓練・防災体制の確立

施策の目標 ●質の高い教育を支える
●安全・安心な環境を確保する

地域全体で子どもの成長を支えていくためには、学校・幼稚園での教育効果をあげ、保護者や地域の信頼に応えることが求められます。そのためには、自らの教育活動や学校・幼稚園運営を評価・公表し、その客観性・妥当性を高め、それに基づく改善を一層進め、信頼される学校・幼稚園づくりに努めていく必要があります。

また、子どもたちが日中の大半を過ごす学校・幼稚園、そして、地域の方々が日々利用する公民館や体育施設、文化会館などの教育施設は避難施設としても重要な役割を担っています。安全に安心して活動できるよう、常に点検を行い、適切な維持管理はもとより、危機管理体制を整えておく必要があります。

通学路や周辺の安全確保も含め、行政および関係機関、地域と連携を図りながら、安全で安心できる環境づくりに取り組んでいきます。

施策の展開 4-1 地域から信頼される学校・幼稚園づくり

家庭・学校・地域がつながりを大切にし、相互に連携・協力して一体感のある教育を展開できるよう、地域に開かれた学校・幼稚園づくりを進めていくことが必要となっています。

学校・幼稚園が教育方針や教育活動を広く地域に伝え、地域の教育資源や校区の環境を生かし、地域に根ざした特色ある学校・幼稚園づくりを推進していきます。

施策の方針

(1) 開かれた学校・幼稚園づくり

- ① 学校・幼稚園の情報を開示し、教育活動の取組や目標、計画などを積極的に公開し、開かれた学校・幼稚園づくりに努めます。
- ② 学校や幼稚園の教育方針、子どもたちの実態や課題など、教育活動や学校運営について地域の方と話し合う機会を設けます。

(2) 教育施策の点検・評価

- ① 教育施策について、点検と自己評価をするとともに第三者の評価を行い、取組について改善と充実を図っていきます。

(3) 適切な教育機会の確保

- ① 地理的、経済的などの状況から、さまざまな課題や困難を抱える児童生徒への適切な支援に努めます。
- ② 複式授業の解消に努め、学校間に授業格差が生じないように努めます。
- ③ 国の方針に合わせた適正な学校・学級規模および学校の適正配置について検討を行います。

具体的な取組

(1) 学校評議員制度の充実

- ① 学校評議員の積極的な学校・幼稚園運営への参画を促進し、教育活動の充実・活性化に努めます。

(2) 学校・幼稚園の情報の開示

- ① 学校・幼稚園経営説明会を実施し、広く保護者や地域の方に、教育方針や教育活動について理解を求める機会をつくります。
- ② ホームページや学校だよりなどをとおして学校・幼稚園の情報の公開に努めます。

(3) 外部評価委員会による点検・評価

- ① 外部評価委員会により、教育委員会の主要施策の点検・評価を行い今後の施策の改善につなげます。

(4) 就学・通学・学習支援の充実

- ① 経済的に就学困難な児童生徒の保護者には、学校教育に必要な学用品や給食などの経費を援助し、負担を軽減していきます。
- ② バス通学児童生徒をもつ保護者の経済的負担を軽減します。
- ③ 学習に困難を有する子どもを支援するボランティアの育成を検討します。

(5) 適正な学校・学級規模と適正配置の検討

- ① 低学年の複式授業を解消し、きめ細かな学習指導を図ります。
- ② 学校・学級規模および配置の適正化について調査・検討していきます。



施策の展開 4-2 学習環境の向上と充実

飛躍的な技術の進展により、あらゆる分野で情報通信技術の活用が急速に進んでいます。この社会情勢に対応すべく情報通信の基盤整備はもとより、情報の取捨選択と利活用する能力を育成し、時代に適合した情報教育を一層充実させることが必要です。

質の高い教育推進のためには、教職員の資質を高めるとともに、時代に対応できる教材備品などの充実を図り、よりよい学習支援ができる学習環境の整備に努めていきます。

施策の方針

(1) 情報機器の整備および情報教育の推進

- ① 高度情報化・グローバル化に対応できる人材育成と情報機器の整備に努めます。
- ② 子どもたちが主体的に情報を収集・処理・発信できる能力の育成と情報モラルの育成に努めます。
- ③ 教職員の資質向上を図るため、研修の機会と内容の充実を図ります。

(2) 町立図書館と学校図書館・公民館との連携

- ① 読書活動や学習活動を支援できるよう、蔵書の充実に努めます。
- ② 町立図書館、学校図書館、地区公民館と連携し、町内どこでも図書を借りることができるとなる図書館運営に努めます。

(3) 良好な学習環境の整備

- ① バリアフリーを推進し、誰もが使いやすい教育施設の充実に努めます。
- ② 施設利用者が健康で快適に学習できるよう、施設の保守点検管理を行います。
- ③ 教育設備や学習備品の充実を図ります。
- ④ 省エネルギー、地球環境に配慮した施設づくりを行い、環境学習に活用します。

具体的な取組

(1) ICT環境の整備

- ① ICT支援員の配置に努めます。
- ② 電子黒板・大型ディスプレイなどの効果的な活用の推進に努めます。
- ③ グループ学習や野外活動などにおけるタブレット型パソコンの活用を推進します。
- ④ デジタル教科書の整備を進めます。

(2) 情報教育の充実

- ① 学校における情報教育計画を作成し、情報モラル、情報リテラシー※の向上を図ります。
- ② 情報教育の専門的な知識の習得と指導力を高めるための研修等を開催します。



【電子黒板を使った授業】



【タブレットを使った授業】

(3) 教育効果向上の推進

- ① 習熟度の程度に合わせた少人数授業を推進し、学習理解の向上を図ります。
- ② 授業を支援するための適切な人的配置の検討を行い推進します。
- ③ 「読み聞かせ」や「環境美化」、「学習活動」などの支援ボランティアを保護者や地域から募り、教育活動の充実を図ります。



【ボランティアとの対面式】

(4) 理数教育設備整備事業

- ① 学習指導要領に基づいた理科教育備品、算数（数学）教育備品の購入・更新を行い、理数教育環境の充実を図ります。

※情報リテラシー…情報機器を利用して、膨大な情報の中から必要な情報を抜き出し、活用する能力。

(5) 誰もが利用しやすい施設づくり

- ① 教育施設のバリアフリー化のため点検調査を行い、整備を促進します。
- ② 良好な室内環境を保つため、環境測定等の点検や検査を行います。
- ③ トイレの洋式化や洗浄便座設置を推進し、快適なトイレ環境づくりに努めます。
- ④ 学校施設の暑さ対策を推進し、学習環境の向上に努めます。
- ⑤ 教育設備や学習備品などの充実に努めます。
- ⑥ 学校施設の指定避難所としての役割・機能を考慮しつつ、長寿命化計画に基づき、計画的に改修を行います。

(6) 環境に配慮した施設整備

- ① 太陽光・雨水利用など自然再生エネルギーを活用した施設整備を推進します。
- ② 環境教育啓発のため、自然再生エネルギーを活用した設備等をわかりやすく表示します。



【自然再生エネルギーを活用した設備・津幡小学校】

施策の展開 4-3 安全・安心な教育環境の整備

町内には町立幼稚園1園と町立小中学校が11校あり、学校施設の耐震化は100%完了しています。施設の利用者が安心して学習し、活動できるよう施設内外の安全管理をさらに充実していく必要があります。

学校区や地区によって地理的条件が異なるため、地域ぐるみで突発的な災害に対応できるよう危機管理体制を整えるとともに、学校の子どもたちにも危険回避能力を身に付けさせることが大切です。

また、安全で安心して登下校できる環境づくりも家庭や地域と連携、協力して進めていきます。

施策の方針

(1) 教育施設の点検・整備

- ① 教育施設の非構造部材の耐震化を行い施設利用者の生命を守ります。
- ② 施設内の安全点検、遊具など、屋外施設の安全点検の徹底と、異常があった場合の早期対応を徹底します。
- ③ 緊急時に備えた備品や器具の充実に努めます。

(2) 保護者・地域・関係機関と連携した学校安全の推進

- ① 学校安全3領域(防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全)の総合的な取組を推進します。
- ② 安全・安心な通学路を確保するため、保護者・地域住民と連携を図りながら人的・物的環境の整備に努めます。
- ③ 不審者、不審物、危険動物などから回避し安全確保ができるよう、迅速な情報発信、安全体制を徹底します。

(3) 教職員の安全意識・危機対応能力の向上

- ① 安全で安心して学習できる環境を確保するため、職員の安全意識の向上と危機対応能力の向上に努めます。
- ② 災害や事故など、緊急時に対応できるよう、講習や訓練を行います。

(4) 安全・安心な学校給食の徹底

- ① 安全・安心でおいしい給食を提供できるよう給食施設の維持管理に努めます。
- ② 調理場の衛生管理を徹底し、幼稚園児や児童生徒の健康を守ります。

具体的な取組

(1) 施設の安全保守点検の徹底

- ① 施設設備の点検を徹底し、適切な維持管理や修理、更新を行います。
- ② 天井や壁、ガラスの落下対策、棚やテレビなどの備品の転倒防止対策を実施するとともに、非構造部材の耐震点検を行います。
- ③ 施設の長寿命化計画を策定し、計画的に保全改修を行います。
- ④ エコ改修を推進し、長く経済的に使用できるよう工夫します。

(2) 学校安全対策の推進

- ① 児童生徒が安心して登下校できる通学路確保のため、定期的に通学路点検を実施し、危険箇所の把握に努めます。
- ② 人通りが少なく暗い通学路を把握し、街灯の必要な箇所に計画的に設置していきます。
- ③ 各学校区で児童生徒の登下校時の安全を見守ることができるよう、ボランティアやPTA、子ども会育成委員等各団体が連携し、組織的に取り組めるようにしていきます。
- ④ 定期的に通学路マップの見直しをしていきます。
- ⑤ 「こども110番の家」の活用と「みまもり隊」など、学校を支える人材の活用を進めます。
- ⑥ 警察署員や安全ボランティアなどによる安全教室を充実します。
- ⑦ 年1回、AEDを使った救急救命講習会を全小中学校・幼稚園で実施します。
- ⑧ 熊よけ鈴、防犯ブザーの配布を行い、使い方を周知徹底します。

(3) 安全・安心な学校給食への取組

- ① 職員研修を実施し、給食の衛生管理と調理員の健康管理を徹底します。
- ② 全小中学校や幼稚園で統一した対応がとれるようマニュアル「学校給食における食物アレルギー対応について」の周知徹底を行います。
- ③ 給食調理場の老朽化にともなう安全性および衛生管理面の強化を図るため、計画的に施設・設備の改修に努めます。
- ④ 学校給食施設および給食調理員配置の合理化について、調査・検討していきます。

施策の展開 4-4 災害に備えた体制づくり

過去の大震災等災害における教訓により、日常的な備えを行うことが求められています。

また、災害に面した際には、自主的に判断し行動できるよう、危険回避能力を育成することが大切です。避難施設となっている学校や地区公民館などの職員だけでなく地域住民も迅速に避難所を開設できるよう努めていきます。

施策の方針

(1) 防災教育の充実

- ① 子どもたちが日常生活に潜むさまざまな危険を予測し、適切な意志決定や判断ができるよう危険回避能力の育成に努めます。
- ② 防災教育指導計画や危険発生時対処要領など、防災体制に対するマニュアルを充実させ、より実践的な防災教育を推進していきます。

(2) 防災訓練・防災体制の確立

- ① 緊急時に対応できるよう危機管理体制の構築を図ります。
- ② 尊い命を守るため、地域ぐるみの防災体制確立に努めます。
- ③ 施設利用者の安全確保、児童生徒、園児の安否確認など日頃から災害を想定した訓練に努めます。
- ④ 学校・公民館が主体となり、地域住民と協働した避難訓練が実施できるよう体制づくりに努めていきます。

具体的な取組

(1) 防災教育の推進と防災計画の整備

- ① 被災地派遣による小中学生の研修や防災の先進地視察研修などにより、学校や社会教育関係団体の防災教育の向上に努めます。
- ② 危険予測学習（KYT[※]）を推進し、日常からの防災意識を高めます。
- ③ 避難所開設マニュアル等に基づき、日頃から災害に備えた体制づくりを徹底します。
- ④ 防災備品などを災害時にも即座に利用できるよう管理徹底します。

※KYT【KikenYoti Training】…危険予知トレーニングの略。

(2) 危機管理体制の推進

- ① 町全教職員共通の防災マニュアルに基づき、教職員の災害初動対応の徹底を図ります。
- ② 携帯メールなどによる情報配信システムを構築します。
- ③ 学校の防災計画周知と地域ぐるみの避難訓練が実施できるような体制づくりに努めていきます。
- ④ 学校安全委員会などを活用し、保護者、地域住民に災害発生時、学校がどのように対応するか周知する機会を設けます。
- ⑤ 教職員の安全意識と危機対応能力向上のため、防災アドバイザーなどを積極的に活用します。

(3) 防災・避難訓練の実施

- ① 集団下校、児童生徒の引き渡し、避難経路の確認など、緊急時を想定した訓練を実施します。
- ② 学校の防災計画周知と地域ぐるみの避難訓練を実施します。
- ③ 地震・火災・津波などの災害発生時における避難経路の確保と周知を行います。
- ④ 原子力発電事故による避難・避難者受入れを想定した訓練に参画します。



【地震を想定した避難訓練】



【保護者への引き渡し訓練】

●基本目標5

学びと創造に満ちた社会環境づくり

施策の目標

●主体的な
学び合いを
盛んにする

●学びの成果を
生かし育て
発展につなげる

5-1 地域の教育資源を生かした生涯学習の推進

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学びの機会の充実
- (3) 生涯学習サークルの育成・支援

5-2 公民館を拠点とした社会環境づくりの推進

- (1) 公民館の運営と機能強化
- (2) 地域住民と連携した公民館事業の実施

5-3 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実

- (1) 多様な芸術文化に接する機会の充実
- (2) 芸術文化団体の育成と協働
- (3) 文化会館「シグナス」の整備と活用

5-4 良質な図書館サービスの推進

- (1) 乳幼児期からの読書活動の推進
- (2) レファレンスサービス※の強化
- (3) 図書館資料の充実と整備
- (4) 読書環境の整備

5-5 科学教育の推進

- (1) 「科学のまち・つばた」で興すまちづくり
- (2) 「科学する心」(科学に触れ・気づき・学ぶ)を育てる場の充実
- (3) 科学を教える人材の発掘と育成

※レファレンスサービス…利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。

施策の目標 ●主体的な学び合いを盛んにする
●学びの成果を生かし育て発展につなげる

生涯学習は、一人一人の人生を生きがいある充実したものにし、学びをとおして人と人とがつながり、互いに尊重し合い、交流を深め、住みよい豊かな地域社会を構築する役割を担っています。

町民が自主的・創造的に生涯学習を展開し、積極的な参画による支え合いが実現できるように、学びの成果を生かしはぐくむことで、より学習意欲が向上し、文化を高め合うことを推進します。少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、グローバル化が著しい現代において、生涯にわたる学習活動を支援し、学びの成果が生かせる社会環境をつくりまします。

施策の展開 5-1 地域の教育資源を生かした生涯学習の推進

学習意欲を高めるために、町民と行政が協働しながら豊かな社会環境づくりを推進し、学習交流活動を促進していくことが必要です。

町民が学習や経験で得た成果を生かし地域社会に還元できるように、公民館活動や生涯学習活動の推進を図ります。

施策の方針

(1) 生涯学習活動の推進

- ① 町民がもつ多様な知識や技能を生かすことができる体制づくりを推進します。
- ② 町民の自発的学習活動を支えていきます。
- ③ 人材育成のための養成講座、グループ研修などを開設していきます。

(2) 学びの機会の充実

- ① 関係機関と連携し、地域住民主体のさまざまな講座を充実させ、学び続けるまちづくりを推進します。
- ② ノーマライゼーション※社会の実現にむけた学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

※ノーマライゼーション…《正常化の意》高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。またそれに基づく社会福祉政策。

(3) 生涯学習サークルの育成・支援

- ① さまざまな世代の学習ニーズに対応し、次世代につなぐ生涯学習が充実するように、仲間と学び合えるサークル活動を支援します。
- ② サークル活動の拠点として、生涯学習センターなどの利用推進を図っていきます。

具体的な取組

(1) 地域人材の活用充実と促進

- ① 地域のさまざまな人材やサークル、団体などがもっている知識や技能を生かし、活躍できる制度を充実させます。
- ② 「まちの先生」登録制度の充実と活用促進に努め、活発な地域づくりをめざします。

(2) 地域住民主体の学びを大切にした講座の充実

- ① 生涯学習センター、地区公民館、町立図書館、津幡ふるさと歴史館などにおいて、学習機会を多彩に設け、誰もが意欲的に学び続けることができる環境づくりに努めます。
- ② 単位取得をめざした講座を開講し、修了証書を交付するなど、より一層学びの意欲を高めます。
- ③ 講座の学習内容は、現代的課題やライフスタイル・ライフステージに合ったものにしていきます。
- ④ 学習成果を発表し、評価し合う展覧会や競技会の開催および支援を積極的に行い、町民の学習交流活動を図ります。
- ⑤ 町民誰もがいつでも学び直しができる機会の充実に努めます。

(3) 生涯学習サークルの育成・支援

- ① 町民が自らテーマを選び、自分に合った手段・方法によって年齢に関係なく生涯にわたり、必要なことや興味関心のあることを学ぶことができる生涯学習サークルの育成・支援に努めます。
- ② 生涯学習の成果を生かし、地域の一員として地域活動やまちづくりに参加する人材の育成と地域ボランティア活動の促進に努めます。

施策の展開 5-2 公民館を拠点とした社会環境づくりの推進

津幡町の公民館は生涯学習センターと各地区に設置された地区公民館10館からなっています。生涯学習センター（文化会館「シグナス」内）は、生涯学習活動の拠点として、また地区公民館はそれぞれの地区住民の拠点として、町民の活動を支援し、町民自らが活発に利用できる場としての役割を果たし、美術や音楽などの芸術の振興、地域文化の創造と継承を進める場として活用されています。

そして近年、地区公民館には、地域福祉や防災、地域づくりにかかわることが求められています。そのなかで、地域住民が主体的に各種事業の推進や公民館運営に参画できるような仕組みづくりを進めていきます。

施策の方針

(1) 公民館の運営と機能強化

- ① 誰もが利用しやすい地区公民館、質の高い情報を提供できる生涯学習センターを目標に施設の整備・充実を進めます。
- ② 地域住民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるために公民館職員の資質向上を図ります。
- ③ 公民館運営審議会※や公民館執行部会の機能を充実させ、住民の意思を反映させた、より幅の広い公民館運営に努めます。
- ④ 生涯学習センターと連携し、社会教育関係団体の組織の強化と育成に努め、各地区公民館が活動拠点となるよう体制整備を図ります。

(2) 地域住民と連携した公民館事業の実施

- ① 多様で自発的な学習活動の展開を行うことをめざし、子育て世代・青少年期・勤労世代・高齢期の各段階に応じた学習など、多様で自発的な学習活動の推進に努めます。
- ② 地域住民が、個人やグループで気軽に学び、活動できるスペースを確保し、町民交流機能の充実を促進します。
- ③ さまざまな場面で地区住民の絆が発揮される事業に取り組みます。

※公民館運営審議会…各公民館で運営審議委員を選出し運営。地域に根ざした公民館運営を行うために、年間計画および予算を審議。

具体的な取組

(1) 公民館における町民交流機能と情報センター機能の充実

- ① 誰もが自由に訪れ、個人やグループで気軽に学び、活動できるスペースを確保します。
- ② 成果を発表し合うギャラリーやオープンスペースでの町民交流機能を整備充実します。
- ③ 施設内のホールや各種研修室の有効利用の推進を図ります。
- ④ 質の高い情報を提供できる「情報センター」を目標に機能を充実していきます。



【津幡地域交流センター】

(2) 施設の整備と充実

- ① 各地区における社会教育と生涯学習の拠点施設である地区公民館の整備を行い、誰もが利用しやすい施設をめざします。

(3) 公民館職員の資質向上

- ① 社会教育主事の資格を取得し、資質の向上に努めます。
- ② 公民館連絡協議会としての研修を充実させます。

(4) 公民館運営体制の充実

- ① 地区公民館の自主性と主体性を発揮できるような運営を検討します。
- ② 公民館運営にあたる企画委員会、広報委員会などの専門部会を設置し、機能の充実を図ります。
- ③ 生涯学習センターの機能を点検し、再構築を図ります。

(5) 地域の交流を深める学習環境づくり

- ① 地域住民に活躍の場を提供し、地域の活発な生涯学習活動を啓発していきます。
- ② 誰でも参加できる活動の推進や、地域住民の交流を促進する連帯感ある学習環境づくりを推進します。
- ③ 関係機関と連携し、超高齢化社会と公民館の地域福祉や防災、地域づくりへのかわりについて検討します。

施策の展開 5-3 豊かな情操を養う芸術文化活動の充実

文化会館「シグナス」は町の芸術文化の拠点として、多くの町民に活用されています。文化会館「シグナス」の整備により、芸術文化への関心が高まり、町民の自主的な芸術文化活動が活発になっています。乳幼児期からさまざまな文化に触れ、親しみをもつことは、豊かな情操を養うことにつながっていきます。今後も、町民の自主的な芸術文化活動への支援とともに、関係機関と協働し、豊かな情操を養い、心を培う芸術文化活動の振興を図ります。

施策の方針

(1) 多様な芸術文化に接する機会の充実

- ① これまで培われてきた文化や伝統を継承し、さらに発展させるとともに、創造的な芸術文化活動を促進していきます。
- ② さまざまな世代の町民が芸術文化に親しみ、触れることのできるような企画の充実を図ります。

(2) 芸術文化団体の育成と協働

- ① 芸術文化活動に取り組むさまざまな団体の活動支援と育成に努めます。
- ② 芸術文化団体と協働し、町民が幅広く芸術文化に親しめる取組を行っていきます。

(3) 文化会館「シグナス」の整備と活用

- ① 舞台芸術の普及促進を図るために、文化会館「シグナス」の整備を推進します。
- ② 県内外に施設設備や事業内容を広く発信し、会館活用の促進を図ります。

具体的な取組

(1) 芸術文化に関する教育活動の推進

- ① 乳幼児や児童生徒を対象とした、芸術文化の鑑賞・体験学習を積極的に取り入れます。
- ② 文化会館「シグナス」を拠点とした児童生徒や町民による音楽会や定期演奏会、作品展などの開催の充実を努めます。
- ③ 各地区文化祭などの充実を支援し、芸術文化活動を推進します。
- ④ 小学校・中学校内の作品展や発表会、文化祭、芸術文化講演会などを充実させ、芸術文化活動の活性化を図ります。

(2) さまざまな世代が芸術文化に親しめる企画の充実

- ① 乳幼児や高齢者までさまざまな世代が芸術文化に触れ、豊かな感性をはぐくみ、親しめるような企画の充実を行います。
- ② 著名な芸術家による古典芸能、音楽、演劇などの事業や、書道、絵画などの展覧会などを開催します。
- ③ 文化会館「シグナス」で開催される自主事業のチケット購入特典や、さまざまな企画の情報提供を受けられることができる「シグナス倶楽部」の充実に努めます。
- ④ 誰もが気軽に芸術文化に触れ、親しみを感ぜられるように、文化会館「シグナス」内オープンスペースを活用した事業を企画します。



【ロビーを開放してのコンサート開催】

(3) 芸術文化の伝統継承と支援

- ① 日本の伝統文化を継承し、伝えていくことができるように、芸術文化団体の活動を支援していきます。
- ② 町民の意欲と自主的な芸術文化活動を大切に、発表する機会の計画を推進していきます。
- ③ 津幡町文化展覧会、津幡町椿展など、展示会や発表会の場をつくり、町民が広く芸術文化に親しみ、伝統を継承していくことができるように努めます。

(4) 文化会館「シグナス」の設備充実と活用促進

- ① 町民が成果を発表し合うギャラリーや、オープンスペースでの町民交流機能を充実させます。
- ② 計画的に施設設備の整備と充実を行います。
- ③ ホールや多目的室の貸し出しを一層促進します。
- ④ シグナス音楽祭、シグナス芸能祭をはじめとした町民との協働事業を一層推進します。
- ⑤ ボランティアスタッフ「シグナスホールクルー」を育成し、運営の充実を図ります。



【津幡町文化会館「シグナス」】

施策の展開 5-4 良質な図書館サービスの推進

現在、津幡町立図書館は、総蔵書約14万冊で、年間約22万冊の貸出利用があります。町民生活に欠かせない情報センターとして、また、生涯学習支援の拠点としてもその果たす役割はますます大きくなってきています。幅広い年齢層のニーズに応え、質の高い図書館サービスの充実を推進します。

施策の方針

(1) 乳幼児期からの読書活動の推進

- ① 生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児からの読書活動を推進します。
- ② 読み聞かせや絵本づくりなど、乳幼児から本に親しむ習慣を身に付けるための活動を推進します。

(2) レファレンスサービスの強化

- ① 町民の問い合わせに応じ、必要な資料情報を提供できるレファレンスサービスの強化を積極的に行います。

(3) 図書館資料の充実と整備

- ① 幅広い年齢層のニーズに応じた蔵書の充実を推進します。
- ② 郷土文化を次世代につなぐため、郷土の歴史・文化についての資料の収集・保管に努めます。

(4) 読書環境の整備

- ① 町立図書館と小中学校図書館をつなぐ図書館システムネットワークを活用し、利便性の高い読書環境の整備に努めます。

具体的な取組

(1) 乳幼児期から本に親しめる工夫や事業の拡大

- ① 図書館・地域施設などを利用した本のある環境づくりを推奨します。



【おはなし会】

- ② ブックスタート※¹、ブックトーク※²、子どもの成長に応じた本との出会いや発達段階に応じた読書、おはなし会や読み聞かせ、講演会など、本に親しめる活動を充実します。
- ③ 季節やさまざまなテーマによる図書コーナーを設け、乳幼児期から高齢者まで、誰もが本に親しめるような環境構成を工夫します。
- ④ 幼稚園・保育園等と連携し、絵本や紙芝居などの読み聞かせを充実させ、読書活動推進の基礎を築きます。
- ⑤ 図書館司書や図書ボランティアによるおはなし会や図書貸し出し体験などを行い、本に親しむ機会をつくっていきます。
- ⑥ 蔵書の修理、受付などのさまざまな図書館業務において、図書館運営ボランティアの活用を促進し、地域に根ざした図書館運営をめざします。

(2) 図書館資料の充実とレファレンスサービスの強化

- ① 図書館資料の充実と整備に努め、誰もが利用しやすい図書館をめざします。
- ② 高度化・多様化するニーズに応えることができるように、図書館司書の資質向上に努めます。
- ③ 町の情報センターとして町民の学習活動をさらに支援するため、レファレンスサービスの強化に努めます。

(3) ネットワーク構築を活用した図書館サービス

- ① 町立図書館と学校図書館を結ぶ図書館システムネットワークを活用し、児童生徒の読書環境の充実とさらなる学習支援に努めます。



【津幡町立図書館】



【明るく開放感あふれる館内】

※1) ブックスタート…赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

※2) ブックトーク…本への興味を引き出すような工夫を凝らしテーマにそって本の内容を紹介する活動。

施策の展開 5-5 科学教育の推進

「知識基盤社会」といわれる時代、理科をはじめとする科学教育は重要な役割を担っています。自然観察や科学実験など、体験をとおして培われる観察力や創造力、問題解決力は、社会を生き抜く力となり、社会の発展の原動力となります。

幼少期から科学に触れ、親しみながら、科学に対する好奇心や関心をはぐくみ、また、科学の技能をもった人材の発掘と育成により、津幡町の科学教育の振興を図っていきます。津幡町にある資源と人材を生かし、地域と企業、高等教育機関と連携しながら「科学のまち・つばた」を推進していきます。

施策の方針

(1) 「科学のまち・つばた」で興すまちづくり

- ① 科学イベントや科学教室など、町民が科学に触れ学べる機会を提供し、町民の科学への興味・関心を高めていきます。
- ② 企業や学校と連携し町が一体となった「科学のまち」創出に向け取り組んでいきます。
- ③ 生活の中にも不思議を発見するなど、家族や友達と一緒に科学を楽しむことができるきっかけづくりを企画していきます。
- ④ 科学に対する好奇心や探究心をはぐくむ活動の普及・啓発活動を継続し、「科学のまち・つばた」の定着を図ります。

(2) 「科学する心」（科学に触れ・気づき・学ぶ）を育てる場の充実

- ① 基礎的・基本的な科学学習を通じて、科学的な思考力・工夫する力を育成していきます。
- ② 幼児の遊びを通じて科学の芽生えを培う体験活動の推進を図ります。
- ③ 自然とふれあい、観察しながら科学を学習する活動を推進します。

(3) 科学を教える人材の発掘と育成

- ① 科学を教え、伝えていくことができるよう経験豊かな人材の発掘に努めます。
- ② 「科学のまち」を推進するための体制を整えます。
- ③ 教職員の理科の指導力と授業力の向上を図ります。

具体的な取組

(1) 科学教室・科学イベントの実施と充実

- ① 著名な科学の先生のステージなどを取り入れたイベントの充実を図ります。
- ② 実験や観察をとおして科学の力を養成する「科学クラブ」の充実を図ります。
- ③ 幼少期から科学とふれあい、考える力を養うため「科学あそび」を実施します。
- ④ 自然界に潜む科学を体験学習できる自然観察会を充実していきます。

(2) 科学学習環境の整備と充実

- ① 「まちなか科学館」を基点とし、いつでも科学を体感し、学習できる施設の魅力向上に努めます。
- ② 図書館や学校などで科学が学べるよう科学関連図書の実充を図ります。
- ③ 効果的な科学学習ができるよう科学教材備品の充実を図ります。

(3) 科学研究の推進と科学活動への支援

- ① 科学のまち推進を図るための科学研究や教室・講演会などに対して、より一層促進できるような支援を検討するほか、科学に関連する大会・事業の参加を推奨し、人材の育成に努めます。

(4) 科学講師の発掘と人材育成

- ① 経験を生かした科学学習が幅広く展開できるよう、講師や支援員となる人材を発掘していきます。
- ② 理科の授業力向上と科学実験などの安全に対する知識の向上を図るため、教職員を対象とした科学の研修を実施します。

(5) 企業や各団体、高等教育機関との連携

- ① 企業や商工会など、各団体と連携して、「科学のまち」の活動を広げていきます。
- ② 石川工業高等専門学校、県立津幡高等学校と連携し、プログラミング体験や科学実験教室などを開催します。
- ③ 地元企業と連携した見学会やイベントなどにより、町民と地元企業の交流を図ります。
- ④ 企業や学校と連携した科学ブースの出展を行うなど、来場者が科学を体感できる機会を提供します。

(6) 「科学のまち・つばた」の発展と発信

- ① 「科学のまち・つばた」に愛着がもてるようなアイデアを募集し、町民参加の科学のまちづくりを企画します。
- ② 町民からの発明や発案をまちの財産として生かせるよう検討を行います。
- ③ 「科学のまち・つばた」を発信し、全国的な科学事業の誘致を検討します。
- ④ 更なる事業推進組織の設立をめざします。

●基本目標6

スポーツを通じた地域の活性化と健康・体力づくり

施策の目標

●健やかな身体を
つくる

●スポーツ活動を
広める

6-1 生涯スポーツの推進と健康増進・体力づくり

- (1) 老若男女を問わず親しめる生涯スポーツの振興
- (2) 町民の健康増進・体力づくり
- (3) スポーツを通じた相互尊敬の育成
- (4) 生涯スポーツ情報の発信

6-2 スポーツ団体の活動支援とスポーツ指導者の育成

- (1) スポーツクラブ・スポーツ団体の育成・強化
- (2) 指導者の育成・研修
- (3) スポーツ施設の整備と運営の充実

6-3 地域に根ざしたスポーツの振興とまちづくり

- (1) スポーツ活動の充実と地域づくりの推進
- (2) 津幡町の伝統スポーツの振興
- (3) スポーツ活動をととしたコミュニケーションづくり

施策の目標 ●健やかな身体をつくる
●スポーツ活動を広める

現代は、健康への関心の高まりとともに、日常生活の中にスポーツを取り入れ生活習慣の改善を図るようになってきました。そのためには、自分に合ったスポーツの情報や、正しく運動を行うための知識が必要となってきます。

また、町民みんなの活力と、心身の健全な発育、発達を促すための環境づくりと人づくりが求められています。

スポーツをする人、みる人、支える人などスポーツに携わる形はさまざまですが、大会やレクリエーションの開催など、スポーツに参加する機会をつくるとともに、スポーツ活動をとおして地域の団結と交流を深め、町民みんなが活力に満ちたまちづくりをめざします。

施策の展開 6-1 生涯スポーツの推進と健康増進・体力づくり

町民の健康な身体づくりに努めるとともに、生きがいや活力を養うため、誰もが親しみ、活動できる生涯スポーツを推進していくことが必要です。

ライフステージや健康状態、能力に合ったスポーツ活動を暮らしの中に位置づけていけるよう、生涯スポーツ情報を発信し、参加機会の充実に努めていきます。

施策の方針

(1) 老若男女を問わず親しめる生涯スポーツの振興

- ① スポーツの振興を図り、町民の豊かなスポーツライフの実現をめざします。
- ② スポーツに関する学習機会を充実し、健康・体力づくりの促進、指導者の充実など、支援体制を整備します。
- ③ スポーツを「する」「みる」「支える」ことを合わせた活動プログラムを企画・立案できる体制を整備します。

(2) 町民の健康増進・体力づくり

- ① 高齢者や障がい者の健康維持増進を図る企画・活動を支援していきます。
- ② 誰もが健康・体力づくりに関心を持ち、活動に参加しやすい支援体制を整備します。
- ③ 町の関係機関と連携し、町民の健康増進・体力づくりを図ります。

(3) スポーツを通じた相互尊敬の育成

- ① スポーツを通じた心と身体をはぐくむフェアプレイ活動を推進します。

(4) 生涯スポーツ情報の発信

- ① 誰でも生涯スポーツに参加できるよう、サークルや団体の情報や大会イベント等の情報の発信、提供に努めます。

具体的な取組

(1) 生涯スポーツ活動の充実

- ① (一社)津幡町体育協会と連携し、気軽に楽しく参加できるスポーツ活動を推進します。
- ② 公民館や町の健康推進部局と情報を共有するなど連携を図り、健康の知識・技術を取り入れたスポーツ活動を推進します。
- ③ 親しみやすく手軽に体力づくりに取り組めるように「つばたアニメ歌体操」や町歌に合わせた健康体操を普及します。
- ④ 施設から遠い人たちも、スポーツに親しむことができるよう指導者派遣事業を行います。



【シニアゆるゆるスポーツ教室】

(2) フェアプレイ活動の推進

- ① 競技者として、指導者として、一人の人間として、さまざまな形でスポーツをとおした社会貢献の推進が図れる人材を育成します。
- ② 誰もができて誰もが気持ちよくなる行動「あくしゅ・あいさつ・ありがとう」を実践したスポーツ活動の充実と推進を図ります。

(3) 生涯スポーツ活動情報の提供

- ① ホームページや広報紙を活用し、生涯スポーツの普及と啓発に努めます。
- ② 公民館やスポーツクラブ団体における広報紙等を活用し、スポーツ活動の情報提供の充実を図ります。

施策の展開 6-2 スポーツ団体の活動支援とスポーツ指導者の育成

スポーツ活動の中で、はぐくまれた技術や経験、人とのかかわり方など、人間的な魅力は生涯にわたる財産となります。スポーツをとおして、心と体を磨き、たゆまぬ努力に励む意欲ある競技者の育成を行います。また、レベルアップ支援を行っていくために、さまざまなスポーツ団体の支援と指導者の養成を行い、運営体制や指導体制を整備・充実していくよう努めます。

施策の方針

(1) スポーツクラブ・スポーツ団体の育成・強化

- ① 自主的で自発的な活動であることを尊重しつつ、個人的にも集団としても、充実した魅力ある活動となるよう支援します。
- ② 競技団体、学校運動部、スポーツクラブなどの連携を推進し、競技者の育成・強化を図ります。
- ③ 専門知識と指導力を培うための研修の充実などをとおして、団体を代表する指導者の連携と資質の向上に努めます。
- ④ 技術のレベルアップや試合の参加など、より高いレベルをめざす個人や団体への支援体制を充実します。



【さまざまなスポーツを体験する活動】

(2) 指導者の育成・研修

- ① 地域で活躍するスポーツ指導者やスポーツ推進委員の確保・充実を図り、研修会を開催し、指導者の育成に努めます。
- ② マナーやルールを徹底し、誰もが気持ちよくスポーツに取り組むことができるよう、指導者や団体の育成に努めます。
- ③ さまざまな才能や心情をはぐくみ、スポーツを愛し、さらなる高みをめざす競技者を育成できる指導者を養成していきます。

(3) スポーツ施設の整備と運営の充実

- ① 目的に応じたスポーツに取り組むことができるよう、施設の機能、運動機器等を充実していきます。
- ② スポーツ施設の充足度を把握し、町民の意向を反映させ、スポーツ環境のさらなる整備を進めます。

具体的な取組

(1) スポーツクラブ・スポーツ団体の育成・強化の推進

- ① スポーツを通じて、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連帯や友情を育て、協調性や創造性などをはぐくめるような団体の育成に努めます。
- ② ジュニア競技者の発掘・育成・強化を推進し、競技、団体、個人のレベルアップを支援します。
- ③ クラブ間の交流等のため、スポーツクラブなどの登録を推進します。
- ④ 学校体育施設を練習場所として、施設使用のルールを守りながら一層活用できるよう努めます。



【スポーツを通じてはぐくむ身体】

(2) スポーツクラブ・スポーツ団体における指導者の育成・研修の充実

- ① 地域スポーツ指導者養成講習会等を通じて、フェアプレイ活動を推進します。
- ② より高度な指導者養成のため、トップレベルの指導者や選手等を招き、研修会を行います。
- ③ スポーツ指導に関わる資格取得を支援します。
- ④ 必要な知識や技能を習得するため、指導法や安全策、健康管理に関する研修会等を開催します。

(3) スポーツ施設の運営充実と推進

- ① スポーツ施設や器具の点検を行い、管理運営を徹底します。
- ② スポーツ施設の開放時間や整理整頓など、利用規則の徹底を図ります。
- ③ 誰もが利用できる屋内温水プールの整備を推進します。
- ④ 施設の共同利用の促進を検討し、有効利用を推進します。

施策の展開 6-3 地域に根ざしたスポーツの振興とまちづくり

地域における体育・スポーツの更なる推進を図ることを目的に、7つの地区体育協会と39の競技協会を柱とした（一社）津幡町体育協会が平成26年に設立されました。

（一社）津幡町体育協会をスポーツ振興の拠点として、津幡町の特徴・伝統を生かしたスポーツの一層の普及・振興を推進するとともに、多くの地域に根ざしたスポーツ活動の振興を促進し、スポーツをとおして形成される活力あるまちづくりをめざします。

施策の方針

(1) スポーツ活動の充実と地域づくりの推進

- ① （一社）津幡町体育協会の活動を支援し、競技人口の増加、競技レベルの向上・地域づくりを図ります。
- ② 心身の健全な発育・発達を促すスポーツ活動の充実を図り、スポーツを通じた地域づくりを推進します。

(2) 津幡町の伝統スポーツの振興

- ① 全国選抜社会人相撲選手権大会の伝統を次代につなぎ、広く町民から愛され、親しまれるようにしていきます。
- ② 津幡町の恵まれた自然を生かした日本有数の漕艇場の活用、ボート競技のさらなる振興を図ります。
- ③ 各種スポーツ選手やチームが大会等で活躍できるよう応援体制を整え、町のスポーツの振興に努めます。また、活躍している競技の技術や指導を伝承し、津幡町のスポーツの新たな歴史をつくります。

(3) スポーツ活動をとおしたコミュニケーションづくり

- ① 家族でふれあう喜びや、一緒にスポーツに取り組む楽しさを体験できる活動の推進に努めます。
- ② ボート競技の普及と促進とともに、県内外より幅広い世代が漕艇場を活用し、世代間交流がもてるような事業を推進します。
- ③ いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツに親しむ機会を提供します。
- ④ スポーツをとおした地域コミュニティの充実と推進を図ります。

具体的な取組

(1) 地域における各種スポーツ活動の支援

- ① 地域で活動するスポーツ団体や各競技協会、ジュニアスポーツクラブ等の連携強化とスポーツ活動の普及・振興を行います。
- ② (一社)津幡町体育協会による地域力と専門性を生かした事業活動を支援します。
- ③ 誰もが行いたいスポーツを自由に選択でき、地域住民に開かれたスポーツクラブなどの活動が実施できるよう支援します。

(2) 津幡町の伝統スポーツを生かした地域交流の充実と振興

- ① 町の伝統スポーツに親しむことができる機会を充実し、学校や地域の中で伝統スポーツが継承されるよう努めます。
- ② 全国市町村交流レガッタや全国選抜社会人相撲選手権大会などの全国規模の大会をとおして、全国各地の幅広い年代の人々との交流や地域間の交流を行います。
- ③ 伝統スポーツの体験教室などを生かし、町民が家族や地域とふれあうことができる機会を充実します。



【つばたレガッタ】



【全国選抜社会人相撲選手権大会】

(3) 町民のスポーツの記録の継承

- ① オリンピック、世界選手権や全国大会等に町民を代表して出場する選手や団体に対し、町を挙げて応援する体制の充実を図ります。
- ② 町民が残したスポーツの歴代記録の再調査を行い、伝統あるスポーツとして保存・継承されていくよう努めます。

(4) 地域に定着したスポーツ活動の推進

- ① 子どもから高齢者まで、あらゆる世代が気軽に参加でき、スポーツや健康に対する町民の関心を高めるための町民参加型事業を実施します。
- ② 各地区・地域主体の各種大会・活動を支援し、地域ぐるみで活動できる環境の整備に努めます。
- ③ 暮らしの中で豊かさやゆとりが感じられるようなスポーツ・レクリエーション活動を推進します。



【つばた健勝マラソン大会】

●基本目標7

地域と共に歩む絆づくり

施策の目標

●家庭の育ちを支える

●地域の絆を深める

7-1 家庭教育の充実と推進

- (1) 子育て家庭の支援と家庭教育力の向上
- (2) 子育て家庭の心をはぐくむ体験活動の実施
- (3) 将来親になる児童生徒の子育て理解学習の充実

7-2 幼稚園・保育園等・学校・地域・行政でつながる相談 および支援体制の強化

- (1) 教育相談・支援体制などの整備・充実
- (2) 家庭支援と虐待の未然防止

7-3 社会教育関係団体の育成と活動の推進

- (1) 社会教育関係団体の育成
- (2) 社会教育関係団体との連携と活動の充実・推進

7-4 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実

- (1) 地域ぐるみの学校支援推進および連携事業の実施
- (2) 地域社会で育てる心豊かな教育活動の推進
- (3) 地域と融和した社会教育の充実

施策の目標 ●家庭の育ちを支える
●地域の絆を深める

近年、ライフスタイルや価値観の多様化、核家族化などによる人間関係の希薄化が懸念されています。また、家庭・地域の教育力、個人モラル・規範意識の低下など社会教育力の弱まりが地域社会の課題として指摘されています。

地域全体で将来を担う子どもたちをはぐくみ、慈しみ、豊かな学びを創造していくことで、家庭の育ちや地域との絆づくりを深めていく必要があります。

子どもたちの健やかな育ちは、地域の糧となり力となります。地域における社会教育が必要不可欠であることを踏まえ、社会発展の原動力である社会教育力の向上を図ります。

施策の展開 7-1 家庭教育の充実と推進

子どもにとって、家庭はやすらぎのある心地良い居場所であり、常に心の拠り所となるものです。子どもは家族の愛情による絆で結ばれたふれあいをおして、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心などを習得していきます。また、自らの人生を切り拓いていく上で、欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。

かつて、子どもたちは、家庭や地域での生活、子どもたち自身の社会集団や遊びの中で、規範意識や自ら行動する力などを身に付けていました。しかし、現代社会においては、地域による社会的な支えを失いつつあり、孤立した個々の家庭で親が個別責任において子どもを育てるものとなってきています。

家庭生活や社会状況の変化の影響により、親子の育ちを支える地域とつながりや、さまざまな人間関係が弱まっていることを十分踏まえ、すべての教育の出発点である家庭教育を充実、推進していきます。

施策の方針

(1) 子育て家庭の支援と家庭教育力の向上

- ① 親の「親としての学びや育ち」を支援します。
- ② 地域（幼稚園・保育園等・学校・住民・行政）が一体となって子育て家庭を見守り、支援していく体制を推進します。
- ③ 親自身が豊かな人間関係をはぐくんでいけるように、家庭のネットワークを広げ、地域とかわりをもてる活動を促進します。

- ④ 子育て家族の家庭教育力向上を推進するための事業の充実を図ります。

(2) 子育て家庭の心をはぐくむ体験活動の実施

- ① 幼稚園・保育園等・学校・子育て支援センター・児童センターなどで子どもと保護者が喜びと楽しさを共有できる体験活動の実施および推進に努めます。

(3) 将来親になる児童生徒の子育て理解学習の充実

- ① 児童生徒が、「子どもが育つ環境としての家族の役割」「子どもを産み育てること」について、学ぶことができるように努めます。

具体的な取組

(1) 家庭教育支援活動の推進

- ① 規則正しい生活習慣や学習習慣の確立、家庭教育学習の推進を図ります。
- ② 地域における家庭教育支援活動の企画・運営、コーディネートを行います。
- ③ 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で適切な家庭教育が行われるよう、保護者と関係機関との連携を推進します。

(2) 親子で体験する活動の充実と推進

- ① 地域性を生かした親子で体験できる活動を推進します。
- ② 子育ての喜びや子どもと過ごす楽しさ、温かさが感じられるような体験活動の企画・実施や、「子どもと親の居場所づくり」に努めます。
- ③ 誰でも気軽に参加できるように、広報紙やホームページを活用し、情報を発信します。
- ④ 地域の幼稚園、保育園等、子育て支援センター、学校が開催する親子体験教室の開催支援として助成制度の充実を一層図ります。

(3) 親の育ちを支える学びの機会の推進

- ① 親の自発性を引き出した学び合いや仲間づくりの場や機会をつくり出します。
- ② 社会的課題に対応した学習内容の充実に努め、親に対する学習プログラムや講座を企画・開催し、「親をはぐくむ」学びの機会をつくり出します。

(4) 将来親になる児童生徒の子育て理解学習の充実と推進

- ① 学校に乳幼児とその親を招いてふれあう活動や、幼稚園・保育園等における体験学習など積極的に取り入れ、将来、親になる児童生徒の学びの機会を促進します。

施策の展開 7-2 幼稚園・保育園等・学校・地域・行政でつながる相談および 支援体制の強化

家庭の孤立化や、忙しくて時間的、精神的にゆとりをもてない状況、さらには児童虐待など家庭をめぐる問題が深刻化してきています。相談することにためらいや不安を感じたり、家族がそれぞれ自分自身を自己否定してしまったりすることが起きています。こうしたさまざまな状況に対応できる支援体制が必要となります。

町の関係機関がそれぞれの役割を果たし、家庭で子どもを育てることの困難さを感じている保護者への共感や親として求めているニーズに寄り添いながら、「つながる相談と支援」を目標とした体制づくりの強化に努めます。

施策の方針

(1) 教育相談・支援体制などの整備・充実

- ① 就学前からの子育ての不安や悩みなどに対する相談体制の整備・充実に努めます。
- ② 教育分野の取組と保健福祉分野の取組の連携・協力を推進します。

(2) 家庭支援と虐待の未然防止

- ① 孤立しがちな家庭や、支援が届きにくい家庭へのアウトリーチ※も含めた支援を推進します。
- ② 社会的課題となっている虐待の未然防止に努めます。

具体的な取組

(1) 関係機関の専門性を生かした連携の充実・強化

- ① 学校教育担当部署、母子保健担当部署、子育て支援担当部署、学校に配属されている担当者やカウンセラーの専門性を生かした相談支援に努めます。
- ② 「つながる相談と支援」を目標とした関係機関との連携の充実と強化を図り、相談者の心に寄り添いながらよりよい支援に努めます。
- ③ 相談者のニーズや状況に応じて、課題を抱える家庭に対する効果的な支援でもあるアウトリーチ支援を促進します。

※アウトリーチ…援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

(2) 教育センターにおける相談業務の充実

- ① 専門機関や関係機関との連携を強化し、きめ細やかに、相談に応じられる体制づくりに努めます。

(3) 虐待の未然防止の啓発

- ① 家庭における虐待の未然防止につながるように、関係機関との連携を密にし、地域社会に対して啓発を行っていきます。

施策の展開 7-3 社会教育関係団体の育成と活動の推進

豊かな人間形成のためには、地域住民による地域に根ざした地域社会づくりが望ましいと考えます。地域社会の変化にともなって生じる生活課題を解決するとともに、集団の中で人間形成を行うためには、社会教育関係団体の果たす役割は重要となってきます。そのため、社会教育関係団体には自主性・自立性を尊重した事業の充実と推進が求められます。

社会教育関係団体の育成にあたっては、団体本来の自主的な活動ができるように配慮していく必要があります。地域住民の自主性を尊重し、教育活動の奨励、援助を行い、地域住民が自主的・自発的に行う社会教育活動を推進します。

施策の方針

(1) 社会教育関係団体の育成

- ① 社会教育関係団体の自主性を尊重し、自立した活動ができるような体制を支援します。
- ② 社会教育と地域コミュニティの活性化を図ります。

(2) 社会教育関係団体との連携と活動の充実・推進

- ① 社会教育関係団体との連携や活動の支援を通じ、地域ぐるみで子どもたちをはぐくむ体制を推進します。
- ② 社会教育関係団体の積極的な施設利用の促進と活動拠点となる施設整備の充実に努めます。



【地区住民による社会体育大会】

具体的な取組

(1) 自主的活動を行う社会教育関係団体の育成・推進

- ① 社会教育関係団体の交流、活性化を促進し、地域の教育力の向上を図り、地域ぐるみで育ち合える体制を作ります。
- ② ノーサポート・ノーコントロールの原則※による自主的な活動を行う社会教育関係団体を育成していきます。
- ③ 社会教育関係団体に対して、相談や活動のコーディネート、専門的・技術的指導や助言を行います。

(2) 地域に根ざした社会教育活動の奨励

- ① 地域の特色を生かしたスポーツ・レクリエーション行事、伝承・伝統行事、余暇を利用した交流活動など、さまざまな事業を計画・運営することができる社会教育関係団体の活動を支援します。
- ② 生涯学習センターや公民館の貸室など、社会教育関係団体の活動拠点の提供に努め、活動を支援します。
- ③ 地域における社会教育活動の奨励に努め、社会教育関係団体に関する情報の整理や広報活動を行います。



【親子を対象とした茶道教室】

※ノーサポート・ノーコントロールの原則…自主・自立すること。

施策の展開 7-4 地域コミュニティづくりの推進と社会教育の充実

子どもたちがさまざまな体験の機会を日常的に得ることができた時代とは違い、子どもたちにさまざまな生活・社会体験の機会を提供することが必要となっています。地域の教育を支えている社会教育関係団体のさらなる活性化が、地域コミュニティづくりの充実につながっていきます。こうした中、社会教育の拠点である地区公民館の果たす役割はますます重要となってきています。

また町には、石川工業高等専門学校と県立津幡高等学校の二つの高等教育機関があり、地域住民を対象にした食農体験プログラムの実施、スポーツの振興、環境や町づくり、教育研究の諸分野で双方協力と連携を行っています。

町民一人一人が充実した人生を切り拓き、地域においてさまざまな個性を持つ人々が支え合い、高め合い、それぞれの強みを生かして協働していくことを大切にした地域コミュニティづくりを推進し、社会教育を充実していきます。

施策の方針

(1) 地域ぐるみの学校支援推進および連携事業の実施

- ① 家庭・学校・地域の連携強化によるさまざまな取組を推進し、社会全体の教育力を向上させ、地域の活性化を図ります。
- ② 地域の高等教育機関との連携事業の推進を継続していきます。

(2) 地域社会で育てる心豊かな教育活動の推進

- ① さまざまな人とのかかわりの中で、社会性が培われ、人々とのつながりや支え合いが形成される取組を推進します。

(3) 地域と融和した社会教育の充実

- ① 地域への密着を深めた社会教育を展開して行くための地域コミュニティづくりを進めます。
- ② 社会教育関係団体の活動や取組に対する広報・情報発信の支援を行います。
- ③ 親子で集える居場所づくりを推進し、地域コミュニティの協働による家庭教育・社会教育の充実に努めます。

具体的な取組

(1) 地域と連携した地域教育の推進

- ① 公民館やPTA組織が核となり学校と協働し地域学習を進めていきます。

(2) 地域の人材活用の充実

- ① 住民が地域でつながり、住民同士の結びつきがはぐくまれていくように、放課後子ども教室など、地域の人材を活用したさまざまな事業を実施・推進します。
- ② 地域全体で子どもをはぐくむ意識が高まっていくように、生きるための知恵と技、人生の趣を伝えるよう、世代をつなぐ交流活動を推進します。



【放課後子ども教室】

(3) 地域の高等教育機関と連携した教育の充実

- ① 特色ある高等教育を進めている機関との連携を充実し、交流活動と相互教育の推進に努めます。
- ② 高等教育機関の特色ある教育と協働した教育活動を積極的に取り入れ、連携し、地域社会に根ざした教育を充実します。



【石川工業高等専門学校による子ども講座】

(4) 豊かな心をはぐくむ教育活動

- ① 子どもたちの地域社会に対する関心や愛着、社会に寄与しようとする気持ちをはぐくみ、地域社会への参加を促進し、地域連帯感を育成していくボランティア活動を推進します。
- ② 地域社会全体で連携を深め、関係機関・各種団体・地域住民で組織する「豊かな心を育む町民会議」をはじめとした各種事業を充実します。
- ③ 地域間交流や異学年交流などを通じ、コミュニケーション能力を高めるとともに、環境の変化にも対応し、未来を切り拓くことのできるリーダーの育成を図ります。

(5) 地域と融和する公民館・地域コミュニティづくりの充実

- ① 地域の融和を深め、誰もが参画できる公民館事業を推進します。
- ② 社会教育関係団体の活動を広報などで地域に発信します。
- ③ 町民の社会教育活動の機会の提供、地域を担うリーダー・団体の育成を支援するなど、公民館を拠点とした地域コミュニティづくりに努めます。
- ④ 心豊かな子どもの育成、活力ある地域づくりに取り組み、地域全体の家庭教育・学校教育・社会教育の教育力の向上をめざした魅力あふれる地域コミュニティづくりを進めます。
- ⑤ 地区公民館が地域の福祉・防災・まちづくりの拠点となり、地域の社会教育の活性化を図ります。



【地区の人々が参加する倶利伽羅さつきウォーク】



【地域住民の参加による公民館での通学合宿】

第4章 計画の実現に向けて

I 計画の周知

「津幡町教育振興基本計画」を実施していくためには、計画内容の周知を図り、町民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努め、各施策に取り組む必要があります。本計画に掲げる施策や具体的な取組、実施目標などについては、ホームページや冊子などを活用しながら、多くの町民や教育関係者に浸透させ、共通の認識となることをめざします。

II 計画の推進

本計画を総合的に推進していくには、家庭・学校・地域など各主体がそれぞれの役割を担い、社会全体が協働して取り組むことが重要です。庁内の関係部局はもとより、関係機関・各種団体との緊密な連携を図り、各施策や具体的な取組を実施していきます。

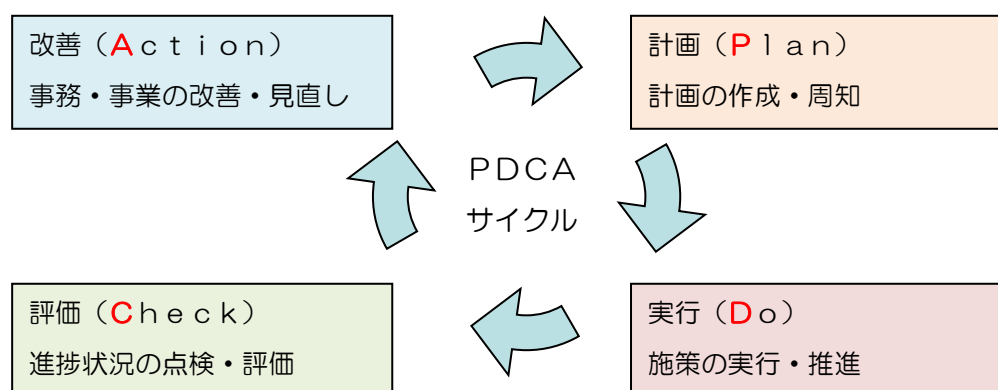
また、地域で暮らす町民自らが主体的にかかわることができるように、簡潔でわかりやすい情報を迅速に提供し、家庭・学校・地域が連携し協働していけるように努めていきます。

町（教育委員会）は、計画が効果的・効率的に推進されるよう、推進主体として施策の総合調整機能を発揮し、取組を積極的に進めます。

III 計画の実現と点検

「津幡町教育振興基本計画」の施策を着実に実現していくため、町民や教育関係者、有識者による外部評価による点検・評価を行いながら、PDCAサイクルにより、事務・事業の改善と充実を図っていきます。

また、国の動向や社会の急速な変化により、教育が対応すべき新たな課題や方向性が生じた場合には、適切に計画内容の見直しの検討を行い、本計画に反映できるよう努めていきます。



○参考資料

【津幡町教育振興基本計画策定委員会設置規程】

平成25年3月28日

教委規程第1号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画を策定するために、津幡町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津幡町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画策定完了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は委員会の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 基本計画の策定に当たり、具体的かつ専門的に調査及び研究を行うために部会を置くことができる。

2 部会の組織等については、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

【国指定重要文化財・石川県指定文化財・津幡町指定文化財一覧表】

	文化財名	種別	所有者・管理者	指定年月日
国指定重要文化財	加賀郡榜示札	古文書	石川県	H22年 6月29日
国指定文化財	加茂遺跡	史跡	津幡町	H27年 3月10日
石川県指定文化財	御山神社社叢	天然記念物	御山神社氏子会	H 2年 3月22日
	甲斐崎神社社叢	天然記念物	大熊区	H 5年 8月25日
	北国街道俱利伽羅峠道	史跡	津幡町	H21年 4月28日
津幡町指定文化財	宝塔	建造物	鳥越区	H 元年 4月 1日
	手向神社石堂神殿	建造物	手向神社	H10年 4月20日
	俱利伽羅権現石殿附石段	建造物	手向神社	H10年 4月20日
	寒梅に小鳥の図	絵画	加賀神社	S38年 8月 1日
	野馬の図	絵画	加賀神社	S38年 8月 1日
	羅漢像	絵画	俱利伽羅不動寺	S40年11月 1日
	十一面観音菩薩像	絵画	俱利伽羅不動寺	S42年11月29日
	本福寺梵鐘	工芸品	本福寺	S48年 4月 1日
	教願寺梵鐘	工芸品	教願寺	S48年 4月 1日
	松雲公御筆	書跡	加賀神社	S38年 8月 1日
	利長公御筆	書跡	加賀神社	S38年 8月 1日
	古文書	古文書	加賀神社	S38年 8月 1日
	古文書(頼朝下分)	古文書	俱利伽羅不動寺	S40年11月 1日
	俱利伽羅長楽寺文書	古文書	俱利伽羅不動寺	H30年 9月20日
	阿弥陀如来像	彫刻	俱利伽羅不動寺	S42年11月29日
	秀雅上人像	彫刻	個人	H10年 4月20日
	田屋森山遺跡出土古銭	考古資料	津幡町教育委員会	S61年 6月26日
	青い眼の人形 ジェーン・オルフ	歴史資料	津幡町教育委員会	H25年 2月 1日
	俱利伽羅合戦図屏風	歴史資料	俱利伽羅神社	H29年 9月21日
	チョンガリ音頭・踊り	無形民俗文化財	チョンガリ保存会	S38年 5月10日
	デンデコ太鼓	無形民俗文化財	デンデコ太鼓保存会	S38年 5月10日
	白鳥神社祈雨祭資料	有形民俗文化財	加賀爪区	H 元年 4月 1日
	猪塚	有形民俗文化財	杉瀬区	H23年 5月 1日
	為広塚	史跡	清水区	S38年 5月10日
	鳥越城跡	史跡	七黒区	S38年 5月10日
	峨山禅師生誕地	史跡	瓜生区	S38年 5月10日
	長楽寺跡	史跡	俱利伽羅不動寺	S38年 5月10日
	津幡城跡	史跡	清水区	S39年 5月 7日
	鳥越弘願寺跡	史跡	鳥越区	H 元年 4月 1日
	七野墳墓群(2・3・4・号墓)	史跡	俱利伽羅不動寺	H10年 4月20日
	龍ヶ峰城跡	史跡	津幡町	H17年 4月 1日
	出雲神社社叢	天然記念物	種区	S42年11月29日
	蓮如上人お手植えのイチヨウ	天然記念物	笠池ヶ原区	H 元年 8月 1日
	鳥越弘願寺跡のハリギリ	天然記念物	個人	H 元年 8月 1日
	鳥越弘願寺跡のアテ	天然記念物	個人	H 元年 8月 1日

【津幡町立小中学校・幼稚園一覧】

施設名	所在地
津幡小学校	津幡町字清水リ123番地3
太白台小学校	津幡町字津幡ワ2番地
中条小学校	津幡町字南中条ハ81番地
条南小学校	津幡町字太田ろ3番地
井上小学校	津幡町井上の荘1丁目1番地
笠野小学校	津幡町字山北ワ116番地
英田小学校	津幡町字能瀬井36番地
刈安小学校	津幡町字刈安イ1番地
萩野台小学校	津幡町字七野イ75番地
津幡中学校	津幡町字加賀爪又6番地1
津幡南中学校	津幡町字南中条3号7番地
つばた幼稚園	津幡町字庄二71番地

【津幡町教育委員会所管の生涯学習施設一覧】

施設名	所在地
文化会館シグナス	津幡町北中条3丁目1番地
生涯学習センター (文化会館シグナス内)	津幡町北中条3丁目1番地
町立図書館 (文化会館シグナス内)	津幡町北中条3丁目1番地
まちなか科学館	津幡町字清水イ138番地
津幡地域交流センター (津幡公民館)	津幡町字清水リ123番地3
笠井公民館	津幡町字倉見レ1番地1
中条公民館	津幡町字南中条ハ81番地
条南コミュニティプラザ (条南公民館)	津幡町字太田ろ3番地
井上コミュニティプラザ (井上公民館)	津幡町字川尻レ7番地1
英田コミュニティプラザ (英田公民館)	津幡町字能瀬井36番地
刈安コミュニティプラザ (刈安公民館)	津幡町字刈安甲5番地
萩野台コミュニティプラザ (萩野台公民館)	津幡町字七野イ75番地
河合谷ふれあいセンター (河合谷公民館)	津幡町字上河合口23番地1
笠野公民館	津幡町字山北ワ116番地
津幡ふるさと歴史館	津幡町字清水リ1番地1

【津幡町教育委員会所管の体育施設一覧】

施設名	所在地	施設内容
津幡町総合体育館	津幡町字加賀爪ル5番地	大体育室、柔剣道場、弓道場、卓球場、屋内相撲場、体力センター、ランニングルーム、トレーニングルーム、他
津幡町常設相撲場	津幡町字清水リ1番地1	相撲場
津幡町テニスコート	津幡町字加賀爪ル11番地3	コート4面（ナイター有）
津幡運動公園 体育館	津幡町字竹橋ヲ90番地	アリーナ、ランニングコース、スポーツホール、会議室、他
津幡運動公園 陸上競技場	〃	第四種公認全天候ウレタン舗装トラック、天然芝フィールド、管理棟、600人収容メインスタンド
津幡運動公園 野球場	〃	野球場
津幡運動公園 テニスコート	〃	コート10面（5面ナイター有）
津幡運動公園 多目的競技場	〃	サッカー・ラグビーコート1面
津幡運動公園 多目的広場	〃	ソフトボールコート1面
石川県簡易グラウンド （県からの委託）	津幡町字川尻ほ26番地	野球、ソフトボールコート各1面
津幡町艇庫	津幡町字川尻ほ27番地2	艇収納庫
津幡町河合谷グラウンド	津幡町字下河合チ55番地	運動場1面

津幡町教育振興基本計画（改訂版）

令和2年1月発行

発行 津幡町教育委員会

編集 津幡町教育委員会事務局教育総務課

〒929-0342

石川県河北郡津幡町北中条3丁目1番地

電話 076-288-8508

F A X 076-288-6436
